

令和2年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第2日目（令和2年12月9日）

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、4番下山則義さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

この際、お知らせいたします。

昨日、開催されました行政常任委員会において、谷秀紀委員長から委員長辞任の申し出が出され、許可されました。

欠員となりました委員長に山崎瑞紀さんが選任され、山崎瑞紀さんが委員長に選任されたため、欠員となった副委員長に能登直樹さんが選任された旨通知がありましたので、報告をいたします。

以上であります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 これより、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序1、議席番号3番、山川裕正さん。

一つ、所信表明について。

一つ、地域づくり活動支援事業補助金について。

一つ、組織機構について。

以上、3件について。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） おはようございます。マスクをつけて質問しますので、よろしくお願
いいたします。

それでは1件目、所信表明について。

市長の所信表明について質問いたします。

最初に、「健幸寿命の延伸」では、高齢者福祉の充実を図るとあります。「地場企業の持続
と発展」では、商工業者の方々が事業継続を図ることができるよう支援を行う。「人づくりの
投資」では、歌志内ならでのオンリーワンの子育てを実践できるよう、教育の充実に努め
る。「まちを集約した機能的なまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現」で
は、行政、地域、企業、住民との連携による防災、防犯、交通安全対策を推進し、安全・安心
を高める取組に努める。「人が魅かれるまち」では、移住・定住を推進するため、新たな分譲
地の開発について検討を進める。「持続可能な行財政運営の推進」では、歳入に見合った予算
規模の適正化を図り、計画的で効率のよい財政運営を推進し、自ら考え行動し地域に根差した
市民目線で仕事ができる市職員が必要であり、職員の意識改革と育成に努めるとあります。

そこでお伺いいたします。

①健幸寿命の延伸では、高齢者福祉の充実を図るとのことですが、市の11月末の高齢化率
は52.59%、市民の2人に1人が65歳以上という現状では、各町内会・老人クラブと連
携しサロン事業と見守りの充実を図ることが必要と考えますが、いかがか。

②地場企業の持続と発展では、商工業者の方々が事業継続を図ることができるよう支援を行
うとのことですが、どのような支援を考えているか伺います。

③人が魅かれるまちでは、移住・定住を推進するとあります。国の補助事業で、新婚世帯の
家賃、敷金、引っ越し代など新生活に係る費用を補助する結婚新生活支援事業があります。来
年度から国は補助率が2分の1から3分の2に引き上げ、年齢条件は34歳以下から39歳以
下に緩和し、世帯年収も480万円未満から540万円未満に拡大する方針であります。道内
では24市町村が実施しており、近隣市では夕張、三笠、深川市などが実施しております。結
婚新生活支援事業の実施を検討することが必要と考えますが、いかがか。

2番目、地域づくり活動支援事業補助金について。

①今年度、中央地区自治会では地域づくり活動支援事業補助金を申請し、自治会内の草刈り
を実施し、市道の路肩、旧プール跡地の公共用地も草刈りをしました。

市内の他の町内でも、市道の路肩や河川用地を草刈りをしている町内会がありますが、地域
づくり活動支援事業補助申請をせずに町内会や個人で混合油を購入し、草刈りをしているところ
もあります。その町内会の方に補助申請を進めても手続が面倒等の理由で、申請していない
とのことでありました。

また、地域づくり活動支援事業の交付期間は3年が限度であります。しかし、地域の環境美

化のためには、草刈りができる町内会に市が活動支援を手厚くすることが必要と考えますが、いかがか。

3番目、組織機構について。

①現在の組織機構は、大課体制の組織が構築されておりますが、保健福祉課、市民課においては、係員がともに14名配置されており、課長の労務管理が重いと感じております。

市長の所信表明でも健幸寿命の延伸、高齢者福祉の充実を図るが最初にあります。例えば、少子高齢化の中で福祉行政、介護保険、保健予防を担う保健福祉課長の負担は大きいと感じております。道内の人口規模が同じ市町の組織機構を参考に、当市の組織機構の検討が必要と考えますが、いかがか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、柴田市長。

○市長（柴田一孔君） おはようございます。

私からは、山川議員の御質問の中の所信表明、①から③までお答えさせていただきたいと思っております。

①番でございますが、サロン事業と見守りの充実についてでございます。

サロン事業につきましては、平成30年度に生活支援コーディネーターを2名配置し、各町内会に出向き町内会の特色等を聞き取り、それらをまとめた町内会カルテを作成しております。その中で幾つかの町内会とサロン活動の必要性を話し合い、サロン活動につなげておりましたが、今年度におきましては新型コロナウイルス感染症の関係で中断しております。

なお、社会福祉協議会で実施しているサロン活動については、週1回送迎つきで実施しており、利用者も増えているところでございます。

また、見守り活動につきましては、社会福祉協議会に委託し、見守りの方が月2回要支援者のお宅へ出向き、安否確認をしております。訪問対象者については、見守り活動に同意した方となっているため、対象者の拡大や担い手の増員等について、同協議会と検討する予定となっております。いずれの事業も本市の高齢者福祉において、主要な位置づけでありますので、引き続き関係団体等と連携のもと充実を図ってまいります。

続きまして②番でございます。地場企業の持続と発展、商工業者への支援に対する考え方でございます。

お答えいたします。人口減少や新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、市内企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況になっております。地場企業では経営面の課題をはじめ、事業主の高齢化に伴う後継者不足など、課題が多様化しているのが現状でございます。このことから、市内事業者が事業継続を目的に投資する費用の一部助成制度の創設や、本市で新たに起業を目指す方への投資費用の一部助成制度の創設を検討してまいります。

それにより市内事業者の継続と発展を図るとともに、新たな投資による地域経済の活性化や新産業の創出による雇用の確保・拡充等につながるよう推進してまいりたいと考えております。

③でございます。人が魅かれるまちの事業としての結婚新生活支援事業の実施の検討をしております。どうかということについてでございますが、お答えいたします。

結婚新生活支援事業は、支給対象者に年齢や所得の制限があることに加え、補助対象が新居の引っ越し費用などに限られるため、効果は限定的でございます。しかし、少子化対策を進める取組は重要であると認識しておりますので、今後、事業の実施について検討するとともに、現在、実施している認定こども園保育料、給食費の無料制度や妊婦健診、予防接種費用助成事

業等の充実を図りながら、妊娠・出産・子育ての時期に重点を置いた切れ目のない支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、件名の2、地域づくり活動支援事業補助金について御答弁申し上げます。

件名2の①地域の環境美化活動に対し、地域づくり活動支援事業を手厚くすることなどについてでございますが、地域づくり活動支援事業は公金を補助金という形で助成するため、御面倒でも申請、実績報告など、一定の手続が必要になります。このため毎年、町内会長等に事業内容と事例が多い対象事業の記載例を送付するとともに、書類の書き方につきましても職員がサポートをしております。

また、地域づくり活動支援事業補助金は、地域住民等が主体的に地域活動等を取り組むきっかけとなっている活動に支援するもので、一定の支援期間を設けることで、地域の活動が主体的に行われ自立することを期待しております。

御質問の環境美化の取組につきましては、人が住んでいる以上、程度の差はございますが、全ての地域で永続的に行われる事業でありますので、全市的に期限を設けない恒久的な制度により実施すべきと考えており、例えば環境美化に関しては全町内会等が対象となる事業でございますので、新たな環境施策としての助成制度の創設を含め、内部で検討してまいります。

ただし、対象事業拡大のための初期投資などにつきましては、最大3年間の助成ではございますが、本補助金をぜひ活用し、地域活動を推進していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私から、件名3、組織機構について御答弁申し上げます。

12月1日現在の保健福祉課職員数は、会計年度任用職員も含め28名であり、そのうち認定こども園と派遣職員を除く庁舎内で勤務する職員は15名であります。そのほか市民課職員数は16名、総務課は12名、教育委員会事務局は32名となっております。

また、道内の人口3,000人前後の自治体と比較してみますと、課の数は本市と同様に6前後であり、職員数は保健福祉関係の課に多い傾向にあります。

行政機構は、時代の要請や変化する行政ニーズに対応するため、見直すことも必要だと認識しておりますので、変化に応じて柔軟に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 答弁、ありがとうございました。

まず最初に、サロン事業と見守りの充実についてでございますが、答弁いただいた内容では、老人クラブのサロンについてあまり触れられておりませんでした。私たちの中村地区老人クラブでも11月からサロンを中止いたしました。7月ぐらいから3か月ちょっと、3か月ほどはサロンを実施しており、毎回20名前後のお年寄りが、楽しみにサロンに参加している状況でございます。

サロン、どこの町内でも老人クラブが主体となってサロンを行っておりますので、老人クラブに対して各地区の地区単位の老人クラブに補助金を毎年、市のほうから補助金出しておりますので、その中でもうちょっと老人クラブのサロンに補助を増やしていただけないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 再質問いただきました件、老人クラブ等へのサロン事業の補助の件でございます。

今現在、各町内会及び老人クラブで実施されておりますサロン活動、11件ほど確認してございます。町内会であったり、老人クラブであったりということなのですけれども、参加される皆さん、老人クラブイコール町内会、同じメンバーであったりもすることもございます。

確かに、各老人クラブの会員数に応じた形で補助金が支給されているところかと思っておりますけれども、その辺についての補助の増額等につきましても今後、検討していかなければならないかというふうに感じております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） サロンに出るといことは、結局、家から出る。要はひきこもり防止につながる、それと介護予防にもつながるといことで、大変効果がある事業だと常々考えておりますので、検討のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

見守りでございます。

答弁の中にも月2回、要支援者のお宅へ出向きというふうでございます。答弁いただいております。現実的に私も社協にいたものですから、それぞれの町内会で例えば10日に1回ですとか、週1回ですとか、その内容に応じて、その地区の実情に応じて訪問回数はちょっと多いところもございませうので、現行月2回というふうになりますと、2週間に1回ということでもうちょっと増やせれないかなと常々考えておりますので、引き続き社会福祉協議会のほうと協議していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 議員おっしゃいますとおり見守り活動について、今現在、社会福祉協議会のほうに委託する形で実施されてございます。ほかにはサロン活動も含めて実施、さらには給食サービスであったり電話訪問であったりというような内容のことが、社会福祉協議会のほうに委託されております。

いずれも高齢者の方の孤独感であったり不安感であったり、そういったものの軽減だとか安否確認も含めて、閉じ籠もりの防止もそうですけれども、そういうことを図ることを目的としながら実施されている事業でございます。

その辺の中でサロンについては、生活支援コーディネーターが関わりを持った中で実施されたりもするのですけれども、見守りにつきましても介護サービスへつなげるとか、または介護予防へつなげる、そういった面では大変重要となってきます。

ただ、その中で担い手不足などの問題点も生じているのが現状でございます。地区によって訪問回数、利用されている方を勘案すると、その数を勘案すると、厳しい状況にある地区もございませう。その辺も含めて社会福祉協議会、または町内会・老人クラブなどの組織とも十分連携をとりながら、今後、充実を図っていききたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） サロン・見守り共に、もうちょっと充実を努めるようお願ひ申し上げるところでございます。

2番目の地場企業の持続と発展というところで答弁いただきました。事業継続を目的に投資する費用の助成などという答弁でございましたが、よく除排雪作業の建設関係の会社の方から、なかなか従業員確保が難しい、特に冬場の除雪に対応するオペレーターの確保は、なかなか

か厳しいという話を伺っております。冬の除排雪作業のオペレーター作業員確保等のために、建設業関係のほうに今までもやってはおられると思いますけれども、市内建設業に対する支援について何かお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 御指摘のとおり人員不足・技術者不足というのが、これは歌志内だけではなく、全国的な規模でそういう問題が生じております。

国土交通省含めて北海道もさることながら、当市においてもできるだけ工期を余裕を持った、今、週休2日制も完全消化するというような取組も進んでおりますので、そのような形の中で取り組んでいく、そしてできれば柔軟な対応をとれるような現場でも今コロナ対策等々も、また新たな問題として発生しておりますので、設計変更含めて柔軟な対応をしていきたいと考えてるところでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 建設関係の工事の発注でございますけれども、昨年、今年に関しては義務教育学校の工事ということで、それなりに工事発注されているところでございますが、これが終わると、また、どのような工事が予定されるのかちょっと私には分からないところなのでございますが、建設業関係にある程度、計画的に公共工事を発注するということに対しての見通しがあれば伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 先ほど、山川議員の質問の中で市内業者が事業継続、目的のためのいろいろな助成の創設についての御質問だったと思いますので、その件について今、考えていることについてちょっと修正になりますけれども、答えさせていただきたいと思います。

例えば、市内中小企業等が行う機械や設備そういった導入、また店舗の改修等に対するそういった支援を考えておまして、その創設を図っていきたくて思っております。

また、新規の起業者に対して同様な補助制度といいますか、支援制度を今、来年に向けて検討しておるところでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 12月、先週金曜日の道新に、この近隣の自治体の土木技術職の確保は難しいということで、砂川、芦別は応募がゼロという新聞記事がございました。市内の民間の建設業のそういう技術職確保は、前々からなかなか応募がなくて、年輩の65を過ぎてもなかなかやめられないというような声も聞いているところでございますので、こういう技術者の確保に関して、よく建設業界、建設協会等とも協議して、いろいろ対応をお願いしたいと思っております。

続いて、結婚新生活支援事業ということで、答弁では補助対象が新居の引っ越し費用等に限られるため、効果は限定的でありますというようなお答えをいただきましたが、新婚家庭なかなか収入も少ない世帯では新居の引っ越し、家賃は歌志内の場合まだいいのかなと思いますけれども、やはり引っ越し代など、新しい家具の準備するということは大変なのかなと思っております。

今後、本事業の実施について検討するというところでございますので、近隣市町の状況も参考にしながら前向きに検討していただければ、結婚する方が少しでも前向きになれるのかなと思いますので、検討をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 山川議員、それに対する答弁は要らないのですか。

○3番（山川裕正君） よろしいです。

2の地域づくり活動支援事業補助金について質問いたします。

答弁では、一定の支援期間を設けることで地域の活動が主体的に行われ、自立することを期待しておりますという答弁でございますが、何せ私の中央地区自治会でも役員が、今の役員全員65歳以上ということで、まだそれでも若いほうだなとは感じておりますが、昨日東光町内会の会長代行をやっておられる方と話をしてきましたが、なかなか自分が会長になるということも考えていないようですし、役員確保に頭を悩ませているという状況でございます。とにかく役員のなり手がだんだんいなくて、役員が高齢化しているのですね。

そういう中で一定の支援期間を設けて、地域の活動が主体的に行われるというのは、確かに理想的なことではありますけれども、現実的に役員の確保、高齢化が進んでいなかなか町内会の継続が難しい状況でございますので、それで3年間という期間では3年間終わったら、そうしたら自分たちで引き続きこの事業をやっていこうという気力がなかなか出てこないというのが、各町内会の現状だと思うのですね。それで3年間という期間に関して補助要綱の見直しも必要かと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 3年から見直しということでございますが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、やはり全市的に行う事業で継続的に行う事業、これにつきましては制度の創設といいますか、そちらのほうで対応すべきかと思えます。

それで地域づくり活動支援事業が出てきたきっかけというのは、平成28年のまちづくりシンポジウム、この中で継続的なまちづくりには、自助・互助・共助・公助のバランスが必要だよということで、その中で参加された多くの方が自分たちでもちょっとやってみようかなというきっかけ、雰囲気づくりができたものですから、それをきっかけづくりとして助成するということができたものでございます。

せっかく芽生えたこの気持ちを後押しするために、この互助の部分について補助金を出すことによって、主体性を損なわないで補助率と期間を設けて、自立していただきたいと思いますということでできたものでございます。それで初期投資ですとか、事業拡大、この部分につきましては、この制度をぜひ御利用していただきたいということでございまして、先ほど申し上げました恒久的なものにつきましては、その制度の中でやるべきと思いますが、先ほどの御答弁の中にもありましたけれども、これらを含めて検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） よろしく検討をお願いするところでございます。

草刈りに関して、答弁では環境美化に関しては全町内会等が対象になるため、新たな環境施策としての事業制度の創設を含め、内部で検討するというございますけれども、これに関しては、草刈りに関して何とか違う制度、もしくは今の要綱の中で要綱の改正を考えるとということなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 今の段階でどうなるということでは、ちょっとお答えできませんけれども、新しい制度の創設、または地域づくり活動支援事業の中で拡充ができるのか、そういう部分を含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今の要綱では、結局、限度額が10万円ということで、この限度額10万円となりますと、例えば同じ時期に草刈りもやる、サロン事業もやるとなると、結果的に

対象事業の予算、経費が多くて、10万円なら結局何もできないというか、今年は草刈りはやめようとかなると思うので、限度額10万円というのは対象事業を、これはどうしても予算絡んで大変難しいとは思うのですけれども、それぞれの事業に対して10万円とか、例えば同じ事業が二つ三つある場合は、それぞれの限度額を例えば8万円、8万円とか、限度額に関して対象事業が二つ三つある場合は、この事業額10万円というのがちょっとネックになってくるかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 地域活動支援事業につきましては、1団体、原則10万円となっております。それで数多くのところに助成をしたいということで、このような形をとっておりますが、1度締め切りをして、限度額100万円まで行っていない場合につきましては、新たに違う事業の部分について御相談を受けておりますので、そういうような形で申請をしていただきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 分かりました。実際にそういうことがあるという、そういうケースはあるということでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 同じ団体で2回申請したところは今のところございませんが、ただ、事業内容ですね。環境美化ですとか見守り、あと何か三つぐらい一つにして、その自治会につきましては10万円以内でやっておりましたけれども、三つの事業を行っている自治会につきましてもございました。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） この地域づくり活動支援事業補助金というのは、市長の公約にあります人づくりへの投資だと思いますので、この補助金の要綱の見直し、町内会からの申請等を参考に見直しの検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。組織機構でございます。

現在、保健福祉課のちょっと私、市役所内部の職員数しかカウントしておりませんでした、確かに認定こども園も含めると大変多い職員数だということで、改めて感じております。

また市の他の課でも、総務課は法制・人事・庶務・防災・選挙など、企画財政は予算・広報・企画・統計、産業課は商工・振興公社・チロルの湯・かもい岳・道の駅など、それぞれ大変重い業務を行っているのは重々承知しているところでございます。

答弁では、人口3,000人規模の自治体と比較して課の数は本市と同様に6前後ということでございますけれども、それぞれの今後の行政ニーズ等も検討しながら組織機構の見直しについて、どのような考え方で進めるのか、もう1度お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 現在までの組織の見直しというのは、通常の場合ですと、例えば新たなどこの課でこういう業務が新たに増えますですとか、そういうような要請に応じて内部協議を行って、その課の中で対応できるようなものであれば、小さくマイナーチェンジといいたいでしょうか、少しずつ変えてやってくるのが現状でございます。

例えば、多くの課にまたがるようなものとかそういうようなものが、業務が出てきた場合は、やはり内部だけの協議ではすみませんので、それはそれで行政ニーズに対応するために機構というのを見直していかなければならないという意味合いを込めて、御答弁させていただいたところでです。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 分かりました。

本当に行政組織の見直しは、大変だとは十分理解しております。市長の公約の実現のために、組織機構の見直しも必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さんの質問を打ち切ります。

質問順序2、議席番号4番、下山則義さん。

一つ、歌志内市プレミアム付き商品券について。

一つ、市内企業の育成について。

以上、2件について。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今回は、件名2件につきまして質問させていただきたいと思っております。

まず、1件目であります。歌志内市プレミアム付き商品券についての質問であります。

1、令和2年10月から歌志内市プレミアム付き商品券が販売され、市内取扱店で使用されています。そこでお伺ひいたしますが、①プレミアム付き商品券の発行による最大の利点につきましてお伺ひをいたします。

②であります。プレミアム付き商品券の販売事業の検証と今後の事業の留意点につきましてお伺ひをいたします。

件名、二つ目、市内企業の育成について。

1、歌志内市の施設や市営・改良住宅については、人口の減少や老朽化、施設の一元化や地域のコンパクト化が進められ、老朽化の著しい施設・住宅は解体されています。

そこでお伺ひいたしますが、①施設・住宅の解体の条件につきましてお伺ひをいたします。

②であります。解体工事は、下請である市外業者の作業が大部分を行うと聞きますが、状況につきましてお伺ひをいたします。

③であります。市内業者の共同企業体で工事を行う、その状況づくりのお考えをお伺ひいたします。

以上、件名2件、質問内容につきましては5件であります。答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 私のほうから、件名1、歌志内市プレミアム付き商品券①、②について御答弁いたします。

まず①番目でございます。

プレミアム付き商品券発行事業は、地域経済の活性化に向け市内の消費循環を図る取組であります。当事業は、歌志内商工会議所が実施主体となり、平成27年度から本年度まで6年間実施されており、厳しい経営を余儀なくされている中で市内での消費循環を促すとともに、地域経済の活性化に結びつくことが最大の利点と考えております。

②についてでございます。

①で御答弁したとおり、本事業は商工会議所が実施主体となって取組を進めており、実行委員会において事業内容の検証を行い、次年度への取組につなげていると伺っております。

また、市としましても総合計画実施計画に基づく事務事業評価では、庁内、外部評価委員会とも事業継続の評価を受けており、地域経済の活性化に寄与しているものと考えております。

なお、今後の事業の留意点につきましては、次年度以降も継続して事業が実施できるよう商

工会議所と連携を図りながら、より効果的に地域経済の活性化に結びつくよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、2の1の①、②、③一括して御答弁申し上げたいと思います。

①の施設・住宅の解体決定の条件についてでございますが、老朽化が著しい施設等の解体につきましては、毎年度の財政状況を見極め、解体事業だけに限らず普通建設事業の総事業量、周辺環境や危険度、財源や跡地利用、管理コストの縮減などを考慮し、総合的に解体時期を含め判断をしているところでございます。

②の解体下請の市外業者の作業状況についてでございますが、管内において解体業を専門とする業者もおりますことから、下請業者を選定した場合には、歌志内市建設工事執行要領に基づき、下請において実施する作業内容を把握の上承認しているところでございまして、昨年度における130万円以上の工事では25件中17件の下請工事を承認し、実施しているところでございます。

③番目、市内業者の企業体状況づくりについてでございますが、共同企業体による工事においては、歌志内市建設工事入札等執行要領により、2,500万円以上の予定価格の場合に実施している状況でございます。

なお、市内企業の育成による対応といたしましては、市内業者については資格取得講習会など、各関係団体等の情報提供を行っているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それでは順次、再質問させていただきたいと思います。

まず、プレミアム商品券の件でございますが、プレミアム商品券、6年間も実施しているということで、随分、歌志内市にはそれが浸透して購入した後は、コミュニティセンターで購入したときには私も行ったのですが、そこで購入した後、近くの商店、セイコーマートへ行くとかくさんの人たちが、本当にボーナス日のようなスタイルで買い物に、笑顔で買い物しているという事実があります。店員も本当に忙しいという思いと同時に、やっぱり喜ばしい状況があるのだと思います。これからもこの状況は続けていただきたい、それは考えるところでございます。

それで、先ほどの答弁では、会のほうが今まで行ってきた内容のことについて検証する、あるいは反省点も踏まえるという流れで答弁をいただきました。そういった答弁をいただきましたが、歌志内市にも様々な状況のものがあるのだと思います。

例えば、苦情であり、要望であり、そんなこともあるのではなかろうかと思えます。そういったことも一緒になって話し合っ、その状況づくりをしていただきたいと考えるのですが、それについての答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） これまでの実施に当たりましてのそれぞれ実施に当たっての反省点という部分でございますが、これまでも市のほうからも実行委員会のほうに参加しまして、御意見を述べさせていただいております。また、その中では、本市議会の中からもいろいろな御要望もございましたので、その辺についてはお伝えしながら進めてきたものでございます。

ただ、今回につきましては、新型コロナ禍の中で三密を避けるということで、今回実施した

方法にたどり着いた中で実施した部分でございますので、それには御理解いただきたいと思
います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 正直、私のところにも、もちろん歌志内市の市役所のほうにも様々な
要望があるのだと思います。何点か確認させていただきたいのですが、市の考えとしてお伺い
いたします。

これは女性の方の考えのようですが、500円券を出していただきたい、そんなような状況
があります。これについてはどのようなことを考えておられるのか、答弁いただければと思
います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 500円券の部分につきましては、7月22日に議員協議会の中
で、500円券を追加したらどうかという御意見をいただいておりますので、その際には5
00円券の追加について、今回のコロナ関連の経済対策という部分も重なっておりますので、
市民に配付する商品券の発行により、一時的には3種類の商品券が発行されるということ
になりますので、商工会議所のほうの現体制ではなかなか難しいということでございました。

ただ、商工会議所としましては、次年度以降の実施については、その辺については検討する
という御回答もいただいておりますので、500円券の趣旨については、商工会議所のほうで
も御理解いただいておりますので、その辺については今後協議を進めながらというふうには考
えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 分かりました。そういった市民の要望も取り入れていただければと思
います。

あと、ほかの市の内容でもやはりこのプレミアム商品券はいろいろなところでやっていま
す。ほとんどの市町村でやっているのではなかろうと思いますが、その状況を見てみますと、
歌志内市も30%というプレミアムをつけていて、ほかの地域よりもちょっと高いのかなとい
うふうな思いでいるのですが、さらに5,000円を超えるようなプレミアムをつけている地
域もあります。

以前にそんなような状況になれば、どうなのでしょうかねという話も伺ったことがあるので
すが、市民の方々から出ていますが、それについて30%からさらに高額なプレミアムとい
うことは、どのように考えておられるのか答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） これまでも30%ということで実施してきております。ただ、そ
れについては市の財政的な財源もございまして、また、市民の御要望というのは今お聞きした
部分もございまして、それについては今後の検討になるかと思いますが、現状ではこのまま3
0%ということになるのかなというのは感じております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほどの課長の答弁でもありましたけれども、このたびはコロナウイ
ルス感染症云々で、コミュニティセンターに列をなしてということがありませんでした。代わ
りに、はがきで記入して、それで抽選していただくというような状況で、最終的には抽選なく
して全員に当たるような状況でもあったわけですが、そのことはあくまでも今回のコ
ロナウイルス感染症なので、以前の形が変わったというふうに受けていいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） このたびは年度当初からコロナ禍の中で、国からの経済対策ということで交付金もございました。その中で地域経済の活性化ということで、様々な施策を打ってきたものでございます。

そしてプレミアム商品券については、年度当初から予算計上しておりましたので、実施時期というものを模索した中での取組となったものでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、コロナ禍での三密を避けるということで、実施自体も危うい頃もございましたが、何とか今回、市と連携の中で三密を避けて、広報を使いながら市民皆さんに応募いただくという方法は、ある程度確立されてきたのかなというふうに考えておりますので、できれば次年度以降もこのような形で実施できればなというふうには考えてはおります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今までやった中では、私は、今回が一番公平性があるのではないかと思います。プレミアム商品券を購入するために、コミュニティセンターで並んで、それがまだ売れ残っている、次の列に並んでまた買うことができる。来られなかった人、あるいはそのことを知らなかった人、やはり様々な状況があるのかなというふうな思いで、残念がっている市民の方々も、そういった言葉も耳にしています。

今回のやり方は、一番市民に対しては公平なのかなというふうな思いでございますので、その辺のところは様々な考えていただいて、ともかく市民が喜んでいます。そして歌志内市に今あるお金を、なるべくほかの地域に出さないということも、これは行っていかなければならないことなのだと思います。そのようなことから、これからもこれは続けていただきたいと思います。

私、今回、検証ということを念頭に質問しました。その中には一時中止だとか、あるいは中止にしますという言葉が出てきたら大変なことになるなと思いながらいたのですが、今日の答弁を聞きまして、これからもまた同じような状況でいけるのかなという思いでいるわけでございます。これからもよろしく願いするところでございます。

次の質問に移ります。

市内企業の育成についてということで、今、答弁をいただきました。

正直、今いる企業がまず仕事を探す、そこで仕事をする、そして自分のところの企業を存続させていく、そして働いている人を養うという変な言い方になるかもしれませんが、そういう状況もつくらなければならないということが、ならないということは当然であります。

今回、特に解体作業について焦点を当てて質問をさせていただきたいと思うのですが、といいますのは、解体の条件というのは分かりました。一番気になるところは解体作業をするとき、そういった工事のときに必ず歌志内市に違う業者が、違う地域から業者が入ってきて、その解体をする。

私も素人ですから正確に分かりませんが、そこで歌志内市に落ちるべきお金が外へ流れてしまうということを常に感じています。そのようなことで、歌志内市で行われるものは、歌志内市の業者が全てできるような形づくりしていかなければならないと思うのですが、ネックになっているのは何なのか、答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 市内で落ちるべきものという御質問でございますけれども、これはべきものというよりは、処理場とか、運搬業、許可を持たないと管理運営できないものも多々ございます。したがって、市内業者で仮にですけれども、許可を取って処理場を造って、それ

を管理運営していくということであれば可能かと思えますけれども、残念ながら、今、市内にはそういうところございませんので、それは市外のほうにどうしても下請なりということで、発注せざるを得ないということで認識しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） その形で自分で処理場を持っていないければ、この仕事に携わることができないということなのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） いえ、そうではございません。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 市内の業者で処理場を持っていない業者が、解体の仕事にどこまで携われるのか、答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 建設業法の中では解体業を営む、確かに業法上の資格ございますけれども、それらに抵触していなければ全て対応可能かと判断しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 解体の仕事というのは、壊しますよというところから準備をする、そして最終的にはそれを廃棄する、それと同時に整備をする。市内の業者はどこまで仕事できるのでしょうか、恐らくや処理場は持っていません。どこまで仕事をするのが可能なのでしょうか、その答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 処理運搬業、それから処理業の部分においては、許可が必要になってくると考えられます。解体までが市内の業者で対応可能かと思えます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 市内業者に解体までができない、ネックになっているものは何なのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） ネックになっているといいますか、その都度、現場の状況、それから時期の状況、今回もコロナの関係もございましたけれども、人員の関係も先ほど来からお話が一部出ておりますから、そのような総合的な判断をさせていただいた中で、その場所、そして解体の内容、いろいろな多種多様にわたっております。その都度、検討していかなければならない問題と判断しております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、企業を育てるということで質問させていただいています。歌志内市の企業が、仕事をできるような状況をつくらなければならないのだと私は思っています。それで質問しているのですが、歌志内市の企業で解体をするに当たって、例えばどこかの公営住宅を解体しますよ、決まりました。それはどこから始まって、どこまで歌志内市の今の状況の業者が仕事をできるのか、答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 一般的には市内業者で当然下請を出し、私どもは先ほどの回答にも申し上げました。承認を取っていただくということであれば、全て対応可能かと判断しています。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番(下山則義君) 解体の仕事というのは、まず一番最初に、解体する場所に行って場所の確認をする。そして作業ができるかどうかという下準備をする。そして作業するに当たっては、まず足場を使ったり、養生シートをつくる。それと同時に解体が始まると、まずは中に入っている設備の物、蛍光灯、これはいろいろと問題がありますので、これはしなければならぬ。と同時に建具、住宅であれば恐らく何というのでしょうか、便器ですとか、あるいは台所の部品ですとか、そういったものがあるのだと思います。あと、内装も人的にやらなければならないですよ、恐らく石膏ボードなどもそれに入るのだと思います。その後にグラスウールですか、そういったものも必要だ、そこで初めて次に機械が出てくる、機械で解体をする、ばらける。それをまた人が分別をする、それを車に積んで運ぶ、どこまで歌志内市の業者が仕事できるのですか。

○議長(川野敏夫君) 山田建設課長。

○建設課長(山田元君) 今、おっしゃった多分分別のことだと思いますけれども、分別全て先ほど来から御質問繰り返になりますけれども、下請選定通知の業種を取って表示していたら、全て対応可能だと考えています。

○議長(川野敏夫君) 下山則義さん。

○4番(下山則義君) そうしたら、少なくとも解体して、それをトラックに積んで走らせるまでは、歌志内市の業者ができるというふうに聞いてよろしいのでしょうか。

○議長(川野敏夫君) 山田建設課長。

○建設課長(山田元君) 収集運搬になりますので、積込みの部分までが、許可が要る要らないという言い方で御質問あれですけれども、どこまでというか、許可が必要かということになりますと、集積、積込み、運搬、そして処理場までと。ですから、一般的には運搬と処分場の部分が、許可が必要な業者になってくるかと思えます。

○議長(川野敏夫君) 質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時07分 再開

○議長(川野敏夫君) 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質問を続けます。

下山則義さん。

○4番(下山則義君) 先ほどの続きになります。

結局、歌志内市の業者の方々が解体の工事をするに当たっては、どこまで携われるのかということを知りたいのですよ。歌志内市の業者、正直どういう免許を持っているのか、どういう人間がそろっているのかということ分かりません。しかしながら、それをそろえることによってどこまでできますか。ただ、正直最終処分場を持っている持っていないというのは、持っていないことは分かっています。それらしいことも分かっています。持っているのであればさらにいいのですが、そういったところから歌志内市の業者が、この解体についてどこまで作業ができるのかということをお答えいただきたいと思えます。

○議長(川野敏夫君) 山田建設課長。

○建設課長(山田元君) 何度も繰り返しますけれども、下請選定通知を出して承認しておりますので、全ての工事が、解体において全ての対応が可能と判断しているところであります。

○議長(川野敏夫君) 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほどの話では、トラックに積んで輸送する、それは可能がないというふうには私は認識したのですが、そこはどのようなのですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 運搬の部分においては許可が必要なので、市内業者では許可を持っているところがいらっしゃるから、下請で対応しているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それであれば、今、業者のほうで仕事がさらにといふのであれば、それは話し合いのもとに、そういう資格を取ってくださいと。そして解体のところを、最後はもう無理なんでしょうけれども、投げるといふところ無理なんでしょうけれども、そこまで行けるような状況づくりといふことを市役所としては、していかなければならない。それが企業に対する支援であり、育成だと思ふのですよね。答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 恐らく産廃処理業の運搬の部分についての許可を取ったらどうだろうかと、市内業者で取るべきものではないだろうかということではないかなと判断されますけれども、陸運局のほうの関係になりますので、ちょっとこの辺に関しては答弁差し控えさせていただきますけれども、今後、勉強させていただきたいかなと考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、そのトラックまで来ました。そのトラックまで行かれない理由というのは、何かあるのでしょうか、そこまで行けない理由といふのは。歌志内市の業者ができない理由といふのはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） トラックまでといひますか、トラックのしつこいようですけども、何度も繰り返しになりまして申し訳ございません。運搬の許可を取ることについて、陸運等の関係があるかと思ひますので、勉強不足で申し訳ございませんけれども、今後、勉強させていただければと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私が聞きたいのは、さあ始めますよ、防護シートをしますよ、足場もつけますよ、中の物を片づけますよ、さあ壊しますよと、水をかけながら機械でやりますよと、壊しましたよ、分別しましたよ。そこまでの間で歌志内市で、できないことはないといふふうには私は聞いています。でもそれができない理由といふのは、何かそういったことであるのかなと思ふのですよ。答弁いただければと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） まず、市内の業者につきましては、解体工事の資格を持っているということでございます。そして下請につきましては、これは業法で決まっておりますので、することができることになっております。

実は平成9年ぐらいから土木も含めての工事量というのが、どんどん少なくなってきているわけございまして、常時仕事があるのであれば元請自ら人を増やしたり、機械の設備も投資してということになりますけれども、どんどん事業が少なくなっているということで、自社で人を雇用するよりは下請にお願いして、下請でやっていただくことがより効率的、そして下請業者もその工種に特化して解体専門の機械を設備投資するなど、また、技術者も解体に特化した技術者を配置しているということで、そこをお願いをしたほうがいろいろな面でメリットがあるということで、これを下請に頼んでいふと。下請を選定して下請を使っているということにな

るわけでございまして、市内の業者も十分その技術力についてはスキルも持っておるところでございまして、そうしたほうがいろいろな形でのメリットがあるということでございます。

また、市内の業者につきましては、一般的な元請でございまして、スケジュールの管理、そして地域住民とのいわゆる事業の説明、さらには資材の調達、また各種例えば道路使用やいろいろなものの占有、申請関係、それらについては元請が特に注意しながらやっているという部分も含めて、また解体に当たっても余力といいますか、時間があれば元請のほうで一部解体を手分けついたり、そのような形で業法の許す範囲の中で下請選定を行いながら、事業をこなしているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 別に下請がだめですよとは言っていないのですよ。

歌志内市の企業を育てていくためにはということを見ると、例えば商品券、これは歌志内市から外にお金がどんどん出ないようにということも、一つの形だと思うのですよね。それと同じように、外から業者を連れてきてやってもらうよりは、どこが元請になりましたと。であれば人数が元請足りないのですよとなれば、歌志内市の業者が下請になって、それでやっていけばいいのかなという思いがあります。そういったことを考えたときに、何かネックになるものはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 先ほども申し上げましたように、繁忙期と閑散期そういうものが、波があるわけでございまして、その中で事業を受けてやるという部分に関しては、市内の業者をもって使ってもできないという時期もあるわけでございまして、工事はやはり夏場といいますか、時期のいい時期に集中するという部分もございまして、そういったことから市内での元請と下請といいますか、市内の中でのそういうことができ得る場合もありますけれども、できない場合のほうが多いのかなということを考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 解体業ということになると、時期はほとんど選ばないと思うのですよね。今、皆さん暇だなと思うときに、その仕事を出せばいいのだと、私、そう思いますよ。違いますかね。

違う仕事がいっぱいあって、歌志内市の人たちがそこで仕事をしているのであれば、それは必要ないと思います。ただ、いつ壊してもいい物があるのであれば、それが歌志内に全部残るような状況、元請を使ってそして下請は違う歌志内市の業者を使って、一番仕事の暇だなというときにせばいいのだと思いますよ。そういうことを考えていただかないと、歌志内の企業は育っていかないのではないですか、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございまして、発注時期の検討ということになるかと思っております。これは建設協会含めて、慎重に役所側と年度当初の春一の建設事業説明会等々でも、今年1年間の工程含め打ち合わせをさせていただいているところでございまして、今後もしそういうような平準化した形の発注形態が検討する必要があると思っておりますので、市内業者含めて協議・調整させていただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 一番、私が知りたいのは、歌志内市の業者で解体をするための設備持っているところはあるのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 通常バックホー、そして先端につけるアタッチメント、はさみとか、そういうものはリースをするなり、はさみ、リースするなりはできます。ただ、高所、一定以上高いところのはさみとかこれらについては、それを専門にやっている工具を持っている業者を下請、あるいはリースをしてということになりますので、いろいろな業者、皆さん必要な機械は持っておりますけれども、特に工種に特化する部分で持ちそろえていない部分については、リースということになるかと思えます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） そこでリースといたら、またそのお金が出ていってしまうわけでございます。先ほど市長は、歌志内市の企業なのかな、あるいは正確に覚えていませんでしたけれども、前の議員の質問の中で機械等を整備していく、それも考えていると言っていました。歌志内市でそういう機械を整備すればどうなのですか、どこかから借りてきて、料金を払って、それを使って、というよりはずっと備えておく、いつでもそういうものが使えますよ。恐らくバックホーも使うのであれば、大きなバックホーになるでしょうから、それは歌志内市にあるのであれば、建設だけではなくて災害でも何でも使えるような状況になるのだと思うのですけれども、そういうお考えはありませんか。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 災害があった場合に、例えばショベルがあったほうがいいのかということとはちょっと違うと思えますので、それはリース会社が常に機械のメンテも含めて備えておりますので、今、役所で持つとなると、例えば高所の解体に使うとした場合に、配置した場合には、それは頻繁にあるわけございませんので、そういう機械を持つことによつての維持管理費というものもかかることから、やはりリースという形が一番よいというふうに私は思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほどの答弁の中で、令和元年の仕事の状況が出てきました。25あって17が下請を入れているところです。その中の解体業というのは何件ぐらいあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 25件中、住宅の関係の解体でいきましたらR元年度が4件、住宅の解体の関係ですね、それから土木分の解体の関係においては3件、4と3件で7件、130万円以上の工事で恐縮ですけれども、ピックアップして計算しますと、そのことになります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 4件と3件というふうに聞きました。7件ということなのでしょうけれども、4件と4件でなかったですか、私が間違っているのかもしれない。それと、これに係る費用というのは幾らなのでしょう。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 解体分だけの費用はちょっと計算しておりませんが、おおむね下請業者に出す解体部分でいきましたら、大体60%強ぐらいが下請の選定数値に上がっております契約金額になっているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私の聞き方が悪かったのかな、この工事に係る費用は幾らなのでしょう、7件。

○議長（川野敏夫君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 22 分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 申し訳ございません。

6,315万8,000円になります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほど言っていた解体するために使う重機もアタッチメント含めたその先、つまむ物、あるいは打つ物、様々に4種類ぐらいあるのかな、解体となれば、それは全部で総額で幾らになりますか。大体でいいですよ。（「リースですか」と発する声あり）いいえ違います。購入です。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 申し訳ございません。購入においては、ちょっと精査が必要だということで、お答えしかねるところでございます。申し訳ございません。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 例えば、バックホーのどのぐらいの大きさ、アタッチメント、最低限必要な物、つまむ物、打つ物、それぐらいかな、あとバックホーのタイヤ、何というのですか、手ですくうものがついているでしょうから、そういったものでざっくりでいいのですけれども、幾らぐらいか分かりませんか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 購入費においては私ども把握、どうしても役所単価になってくるところがございますけれども、除雪機械のタイヤショベル等々、雪寒機械でよく購入することがございますけれども、大体一千何百万円という数字でショベルは購入しておりますことから、バックホーに関しても大体その前後、機種の大きさにもよりますけれども、大きいやつはもっと2,000万円とか3,000万円とかする場合がありますし、ちょっとここでお答えすることは難しいです。よろしくお願いします。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 高いところをやるとなると、本当に大きなバックホーで手を延ばしていく、あるいは変える物も、先ほどもちょっと話ししましたけれども、1種類ではない、2種類、最低でも3種類ぐらいなければならぬのかなという思いです。ざっくり五、六千万円だと思うのですよ。そんなものでいけると思うのですよね。そして1年間に出る、歌志内市で仕事をしますよというのが6,000万円、7,000万円ですか、であればそれを購入しました、10年間使いましたとなったらいつでも使えますよと、非常時でも使えますよとなったら、そのぐらいの設備をして歌志内市の業者盛り上げましょうよ。そうするとやる気になると思いますよ。頑張って免許も取りますよ。少しぐらい苦しいかもしれないけれども、社員も冬の間も育てることやるのではないですか、答弁お願いします。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） それを配置したらいいのではないかとということでございますけれども、やはり高所の場合には、今、私も七、八千万円ぐらいかかるのかなと頭の中に浮かべておりましたけれども、それを役所で持っているということよりは、先ほどの繰り返しになりますけれども、それは今現在、今日まで歌志内の建物でまだ登場してやっている経緯はないのかな

と思います。中学校クラスになると、4階、3階になるとそういう機械が必要かと思いますが、通常の木造含めて準耐火ぐらいであれば、一般的に今、業者が持ち備えているバックホーで十分対応できますし、場合によってはアタッチメントを変えて対応できますので、役所に備えてそれを業者が請負工事の中で歌志内がリースしてということにはならないと思いますし、そんなことで先ほどの繰り返しになりますけれども、行政で持ち備えるよりはリースで対応するというのが一番いいというふうに私は思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほどの答弁の中にもありましたけれども、歌志内市の業者に対する育成の形ということで、こういった試験を受けることがありますよというような内容の答弁が、先ほど一番最後に出てきました。

それは業者が自分たちで調べて、自分たちで必要な種類の試験なり資格なり取るのが普通なのであって、歌志内市が行う支援というのはそういうものではないと思います。本当に業者の方々が苦しいけれども、やっていくのだと、そういう気持ちづくりというのはやっぱり必要だと思うのですよ。商品券も同じ、喜んでいきますよ。歌志内全体をもっともっと喜ばせるような状況を少しずつ少しずつでもつくっていかなければならない。

今回は、この建築に対する質問をさせていただきましたけれども、これがずっと行っていかなければ、今のまんまの状況が続くのであれば、どんどんどんどん尻つぼみになってしまう、激しいことをやらなければならないと思いますよ。

60%のプレミアム商品券を出した地域があります。それがいいかどうか分かりません。でもそういうことをやっていかなければならないのだと思います。支援も様々にやっています。どんどん膨らんできているのも事実だと思うのですが、企業に対してだけではなくて、それが歌志内に波及していくのですから、これはやっぱりやっていかないとならないと思います。

最終的な答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 先日、商工会議所、建設協会等々の要望のお話を聞く場がたまたま、私、同席させていただいたときにも年次計画における工事量、地元工事量の確保という要望も実は出されております。

したがって、工事の全体枠の金額、それから工事量、そういうものが確保されれば各市内業者も簡単に言いますと、体力がつくような状況にもなりますし、費用でどうしてもお金に関わることに繋がっておりますので、それらの部分を市のほうで対応させていただいて、それをもとに市内業者が、今、おっしゃっていますバックホーの例えば所有とか、建設機械との関係について繋がっていくかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほど、最終的な答弁と言ってしまったのですが、今、そういう内容の答弁が出てきましたので、もう1点だけ言わせていただきたいのですが、やはり企業というのは1年1年の予定だけを見て、これから夏になったら使うけれども、冬には使わないよと。冬は雪かきで集めたいのだけれども、夏の間はどうしても人数が多くなりますよという1年1年の計画では、人を囲っておくことはできない、私はそう思います。

最低でも5年間、何か物をつくるのであればこういうものをつくりたい。壊すのであれば、いつになるか分からないけれども、来年はこれとこれをやるつもりです。そういうものはつきりと最低でも5年間、それを見せて、そしてそれまでの間頑張ってもらいたい、あるいはそのと

きはどんどんどん頑張ってもらったら、次にまた出せる状況できていくと思うのですよ。そういう形造りをしっかりとお願いして、さっき最終的な答弁ということでもらいましたので、これで私の一般質問終了いたします。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

質問順序3、議席番号5番、谷秀紀さん。

一つ、市役所の労務管理の機能と組織の機構について。

一つ、定年職員の再任用に関わる処遇のあり方について。

以上、2件について。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 体調的なことから、声が少し皆さんのほうまで届くのが大変かと思いますが、聞きづらと思いますけれども、何とぞ御容赦願いたいと思います。

それでは私の質問の件名1、市役所の労務管理の機能と組織の機構について。

労務管理の機能についての着眼点として、3件がありますが、その1として、人事・労務管理の諸職能をしっかり把握することであります。

2として、実際の労務管理は様々な制約条件によって、その在り方が規制されているが、その規制枠には①として、管理の最終的な権限を有するものが指定した内部的な枠。②として、社会的な厚生とか安寧秩序を保つために、国、または地方自治体が指定した外部的な枠。③として、労働力の提供者である労働者の団体としての労働組合との関係から来る枠との三つの枠がございます。

3として、人事、労務管理は、その事業の持っている人的特質や立地・事業規模などを考慮して、個々にその在り方を見いださなければならないとされております。

先述しました着眼点3件に関連して、さらに実務の要点と職能の内容、管理の姿をつくる枠、仕事の特質による差、労働力の質による差、事業条件による差、事業規模による違いと組織についての着眼点3件と実務の要点が3件ありますが、この点については割愛をさせていただきます。労務管理とは奥の深い一定の理論に基づいて体系化された知識と方法が必要といたしますので、本題の質問に移りますけれども、労務管理とはそれぞれ個人の声で示すならば、常に思いやりの言葉が原点です。

ここで質問です。

①の質問として、市長は公約として掲げている「住みたいまち、次世代に誇れるまち」の実現に向けて云々でございます。この言葉の施策の中に市役所の内部の管理組織等について、住民サイドまたは職員サイドから不平不満が出るような行政執行では、市民のために役に立つところとして（市役所）の機能が及ばなくなるようでは、次世代に誇れる「まち」の実現は可能にできるのか、この点について所見を伺いたいと思います。

2の質問として、組織機構については、平成19年度よりグループ制を導入して13年ほどに至っております。この間に約4年半程度経過をした平成23年度に某議員が2回一般質問をしてからも、9年を経過しようとしているのが現状です。私は昨今、この問題について独自に調査を行いました。当時の理事者サイドの答弁者の答弁内容を読みますと、9月と12月の定例会答弁について、グループ制の現状の見解を求めたいと思います。

3番目の質問でございます。

現在のグループ制を見直し、住民が本来の福祉の向上の恩恵が通常的に身をもって感じることもできる行政運営をすべきと考えますが、困難なことなのか伺いたいと思います。

4番目の質問です。

労務管理の機能上では、労使関係管理は、職務就業上において重要な人間関係を補うバロメーターではないかと考えますが、見解を伺っておきたいと思います。

2件目の定年職員の再任用に関わる処遇の在り方についてでございます。

定年職員の再任用制度についての問題点を当然考えた上での部署配置を行ったものと思うところですが、本市の場合、特に部署配置については、一般的な人事配置となっているとしたら、住民福祉の向上に対する背任行為に当たるものと考えますので、以下の質問について伺いたいと思います。

質問の1でございます。

前市長及び前副市長の裁量で決定され、退職者の希望を聞き取っての調整配置等の思いやりなどが考えられているのか、希望は取るけれども、配属については理事者の一方通行になっていないか。また、もともと職員が配置されていない部署に配置されているようなことも含めて伺いたいと思います。

2番目の質問です。

再任用職員が配置された部署については、1人としてカウントされるために、配属先においては今までの上司の立場と部下の立場が逆転することで、人間関係も含め仕事のやりづらさに対して、当然ながら思慮すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか、この点について伺っておきたいと思います。

3番目の質問です。

定年引き上げにあたり、任命権者は当分の間、職員が60歳になる前年度に、60歳以降の制度に関する情報提供を行い、職員の意向を確認することになっております。確認については、どのようにされているか、また、2021年度中には制度に関する情報提供・意思確認を行うことが附則で定められたので、したがって本来であれば本12月議会、遅くとも年明けの2021年3月議会での上程を想定して準備を進めておられるか、伺いたいと思います。

以上、質問の件数は2件で、質問内容については7項目ですので、理解のできる答弁を期待いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名1と2について御答弁申し上げます。

初めに、件名1、市役所の労務管理の機能と組織の機構についての1、市役所内部の管理組織等についての所見でございますが、職員も含め住民から不平不満が出てくるようでは、健全な行政運営とは言えません。次世代に誇れるまち、満足度の高い住民サービスを目指すためには、住民の声をよく聞き、地域の様々な課題や問題点などを探る視野を職員が持ち合わせ、力を発揮できる行政機構が必要であると認識しております。

次に、2、グループ制の現状の見解についてでございますが、本市の行政機構は限られた職員配置の中で、年度途中の新たな事務事業に臨機応変に対応することなどを目的に、平成19年度よりグループ制が導入されました。

グループ制については、一般的に業務に対する責任の所在や業務のふくそうなどのデメリットがあるとされておりますが、庁内組織機構等検討委員会の設置や各課ヒアリングを実施しながら、現状のグループ制を維持し、改善を図るという考え方により、平成25年度、平成28年度、令和元年度とグループの統廃合や職制の変更などを行ってまいりました。

グループ制を導入し、10年以上が経過しておりますが、その間に様々な見直しを行った結果、一般的に言われるグループ制ではなく、グループという名称を使用した大きな係制のよう

な行政機構となり、グループ制の持つ柔軟性や係制の持つ責任と権限などを取り入れた組織になっております。しかし、時代の要請や変化する行政ニーズに対応するために、今後、行政機構を見直す場面も出てくると思われまますので、柔軟に対応する必要があると認識しております。

次に、3、グループの見直しは困難なことなのかについてでございますが、時代の要請や変化する行政ニーズに対し、行政機構は柔軟に対応しなければならないと認識しておりますので、必要に応じて各課からの意見集約などを行い、住民にとってよりよい行政機構とする必要があると考えております。

次に、4、労使関係管理の見解についてでございますが、労使関係管理とは単に雇用管理をするだけではなく、安全活動や教育、福利厚生なども含まれ、さらに団体交渉はもとより人間関係が、社会構造や政治構造に及ぼす影響も含むとされております。

労使関係については相互の信頼関係のもと、全体の奉仕者である公務員の立場を基本としながら、共通の目的である市民サービスの向上のため、真摯で丁寧な交渉・協議を行うことが重要であると考えております。

続きましては、件名2、定年職員の再任用に関わる処遇のあり方についての1、定年職員の再任用制度についての職員配置についてでございますが、再任用制度の運用につきましては、定年退職者の場合、定年退職する1年前に意向調査を行い、再任用を希望する職員については、退職前に再任用申出書を提出することとしております。

申出書には、希望する勤務形態や複数の配置希望先を記載することとしており、退職者の希望について把握できるようにしております。

職員の配置につきましては、職員が持つ知識や経験を生かせるよう配慮はしていますが、組織全体の総体的な人員配置等を総合的に勘案して決定することから、必ずしも第1希望先とならない場合もありますが、職員の意欲低下とならないよう留意しております。

また、配置先につきましては、行政職で言うと主事として配置いたしますので、既存のグループ内で配置することとなります。

次に、2、配置先での配慮等についてでございますが、再任用制度や民間企業における役職定年制も含め、職場内での職員の逆転は、社会一般的なものになりつつあります。しかし、職場においては立場の逆転による士気の低下や、人間関係などに課題があるとも言われております。そのため再任用となる職員に対しては、事前面談として意識を切替えるための確認や配置後に管理職が職場全体を見渡し、必要に応じて職員全体に対する職場環境のフォローなどを行っているところです。

最後に、3、職員の意向確認と地方公務員法の一部改正についてでございますが、先ほども御答弁申し上げましたが、再任用制度の運用につきましては、定年希望者の場合、定年退職する1年前に意向調査を行い、再任用を希望する職員については、退職前に再任用申出書を提出することとしております。

申出書には、希望する勤務形態や複数の配置希望先を記載することとしており、退職者の希望について把握できるようにしております。また、地方公務員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げる地方公務員法の一部を改正する法律案につきましては、国会において継続審議中となっており、法案可決後、関係条例等の改正作業を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） まず、グループ制の関係についてなのですが、北海道では今年の4月よ

りグループ制について廃止をしております。当市としては道が廃止したことによって、どのような見解をお持ちか伺っておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 先ほどの答弁でもございましたが、北海道と本市の場合の職員数ですとか、規模も違いますので、本市においてはグループ制というのは、現在のところ独自の進化というのですか、独自の見直しを加えまして機能しているものだという認識でおります。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 当然、道ではやはり規模が全然違います。職員数も。だけれども、グループ制については廃止をしたのですよ。廃止をしたから、見解的にはどのように思っているかというのは、先ほどの答弁の見解ですか。やはり中身がもう少し突っ込んだ見解をいただきたいと思うのですが。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） もともとこのグループ制というのが、例えば各課とか、グループの中に権限を渡して、業務が例えばもう一つ、二つ、新たに出てきた場合は、そのグループの中でいろいろと責任者を決めてやりこなしていく、少人数で比較的物事を進めていくという考えからグループ制というのが導入されましたが、現実的には歌志内市の場合は、グループ制といえども大きな係制の中での仕事をしておりますので、特段、北海道がグループ制をやめたからといえまして、私どももそれに倣うという見解もございませんと思っておりますので、現在の歌志内には合っているのかなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 総務課長の立場からすれば、そういう答弁になってくるのかなと思います。

最近ですよ、空知の中でも近隣の市町の状況を調べても、やはりグループ制を廃止にして元の係制といいますか、この制度に戻しているところが非常にございます。私も調べてみますと、グループ制については係制よりも、やはりいろいろな不都合があるということも考え合わせの中で、このグループ制を廃止しているのではないかと、このように感じているわけなのですよ。

やはり近隣もそういうふうにグループ制を廃止してきたというのは、それなりの理由があると思うのです。その辺の理由関係については調査しておりますか。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） もちろんグループ制のメリットですとかデメリット、係制のメリット・デメリット、それぞれ一般的に言われているところはよく理解しておりますし、なぜほかのまちがやめたのかということも二、三聞いたりしてはおります。

ただ、繰り返しの答弁になりますけれども、歌志内市は歌志内市で係制のよさも取り入れながら、年度途中の例えば退職ですとか、新たな事務が増えたときの対応など、グループ制でありながら係制の責任の所在だとかのよさも持ち合わせた今現在、組織の運用をしているというふうな認識でおりますので、近隣の状況を見ますと、例えばまだやっているところ、私が調べているところ今この手持ちのところでは、ほかのまちでグループ制やっているところもまずまずございますので、特段グループ制だからいいよ・悪いだとか、係制だったらいいというような認識はしていなくて、それぞれの規模ですとか、仕事のやり方に応じてしていければいいのかなというふうに考えているところです。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番(谷秀紀君) ただいま総務課長の話によれば、調べた中で、聞き取った中というか、二、三聞いたところの理由も聞いていますよ。二、三の聞いたところで差し支えないところであれば、二、三の理由をちょっと伺っておきたいと。どういう理由でそのようにグループ制を廃止したのかということ、また、不都合なところがあって廃止したのか、その点をちょっと伺っておきたいと思うのですが。

○議長(川野敏夫君) 北風総務課長。

○総務課長(北風是紀君) 例えば、よく言われたのはチェック機能というものの低下ですとか、所属長の人材というのでしょうか、その方によってちょっと対応が変わってきて、意思決定がなかなか遅くなったりするのだというような話を聞いてはありました。

○議長(川野敏夫君) 谷秀紀さん。

○5番(谷秀紀君) いろいろな要因があると思います。恐らくね。それで職務上で同僚間の中で、例えば等級などについての権限の行使、これらもちょっと含むと思うのですが、誤った認識を持つことがないか、こういうことによってね、グループ制によって誤った認識持つことがないか伺っておきたいのですが、いかがですか。

○議長(川野敏夫君) 北風総務課長。

○総務課長(北風是紀君) 誤った認識というのは、恐らく職務をやっていく上での例えば権限を与えられることによるところという意味だというふうに解釈はしておりますが、これはうちの組織の中では課長制でございますので、課長が一番権限を持っているというところには変わりがないので、グループ長である主幹が課長の立場を上回るということはないというふうには考えております。

○議長(川野敏夫君) 谷秀紀さん。

○5番(谷秀紀君) 後でまた質問いたしますけれども、まず、管理機能と管理組織の機構等について、私は魂が入っていない組織が構成され、そして内部の批判や行政サービスもマイナスになるようになっていないかということ、非常に危惧しているのですよ。現在のグループ制を見て。そういうところから、今、申し上げましたように、内部でも調べたら批判が出ています。実際にこのグループ制の問題。ということは、19年にグループ制をあれしましたよね、その後、前市長、前副市長等でいろいろ検討した経過もあります。ところが、その中で庁内の検討委員会なり、組合等でも話をしますよという記述もございます。だけれども、実際に本当にその記述がされたかどうかという内容すら示されていないのですよ、今日になって議会にも。

それはなぜかという、私、この議事録を平成23年、たしか9月定例と12月定例の今は行政の大先輩であり、今は亡くなりましたが原田議員が指摘しているのですね。9月と12月に。この議事録は当然読んできていると思うのですよ、今回、私も指摘していますから。この中で今言ったように、組合と、また住民等々との話し合いというのは、持ったという記述ほとんどないのですよね。これはどうなっているのですか。

○議長(川野敏夫君) 北風総務課長。

○総務課長(北風是紀君) ここの当時の議事録を私も確認をさせていただいて、当時、12月1日付で庁内の検討委員会を設置して、その翌年ほぼ秋までですか、かけて庁内の中で議論をして、中には管理職だけではなく職員も入っておりますので、検討部会という下部の部会もつくっておりますので、当然、組合員として、組合員というか、管理職以外の職員も入って議論をした結果を11月に答申をしておりますので、庁内の中で全体で議論したものだというような認識をしております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 先ほどの総務課長の答弁では、職員も含めて住民から不平不満が出るようでは、健全な行政運営とは言えませんと、そして次世代に誇れる満足度の高い住民サービスとなるためには、住民の声をよく聞きと。そして地域の様々な課題や問題点などを探る視野を職員が持ち合わせ、力を発揮できる行政機構が必要だと、このように答弁されております。

今、答弁と若干、僕は違いがあるなというふうにとらえて再質問しているのですが、やはり当市の管理機能と管理職については、現在の情報技術時代を考慮してもグループ制については廃止して、改革された組織の中で業務の量と業務の責任、度合いがグループ制の中で不明確になるようなことも考えられます。

例えば、主査職が同じ課に2人いたり、それで先ほど、どっちが権限持っているのだと、だからそういうことでも当然、理解して答弁できると思って私は質問しました。そういうこともあるでしょうということなのですよ。主査職が複数いた係に、核となるリーダーの存在が不明確であったり、人事異動では大いに関心を持つ事項でございますが、主査が、係かな、なった場合などを見ていたとき、役職に適した応じた職務となっているか、疑問に感じているわけですよ。

そんなこともあり、人事配置の役職にばらつきが生じているように思いますし、十分に住民には分かりづらいグループ制の欠点ではないかと私は思いに、このグループ制のメリット・デメリットを比較して、しっかり定期的に庁内で研修、研究、または組合などただいま申し上げたように内容等も含めて現在まで、先ほども何回も話ししていますが、何度も話ししていますが、現在まで会議等が本当に行ったことがあるのかと、こういう内容について。要するに、総務課長サイドで話ししているかもしれませんが、要するに上と、副市長なり市長なりこういう立場の人たちも踏まえての話がしているのかと。それから、住民の関係も話をしているのかということが危惧しているところなものですから、そこらも含めてもう少し丁寧な答弁をいただきたいと思うのです。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） まず最初、主査が複数同じグループの中において、責任の所在がというようなことについてでございますが、それは一つの課の中で、例えばこの業務につきましてはこの主査が担当すると、こっちがわの業務についてはこの主査が担当するということで、中でのラインというのでしょうか、線が1本通っております。そこについては課の中で考えていただければ、責任の所在はこの課がやっているというところに行きますので、特段支障はないのではないかとこのように感じているところです。

そして庁内中での検討ということでございますが、24年の組織機構の検討委員会で、実際25年度に庁内の機構を少し触ったわけでございますが、その後、平成27年5月に副市長が各課のヒアリングを実施して、さらに問題点はないかというところでヒアリングを実施して、秋に課長会議を開催し、その取りまとめ結果を発表して、平成28年にさらに機構を少し、グループの数を少なくしたりする改修というのでしょうか、機構の見直しを行ったところでございます。

住民については、特段テーマを絞って、機構について皆さんどう考えているのかというふうなことを聞いたことはございませんが、市政懇談会等で何か総体的な中で不都合等が、意見とか皆さんございませぬかということとは毎回聞かせていただいておりますので、その中で業務に関することはどこから来るのだろう、機構の中から来るだろうかということとは折々に考えていましたので、一通り住民からの意見も聞いているものだという解釈でおります。

○議長（川野敏夫君） 質問の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時03分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それでは、引き続き再質問させていただきます。

労務管理の関係で、4番目の質問のときに答弁いただきました。その答弁の中で、労使関係については云々とありまして、共通の目的である市民サービスの向上のため、真摯で丁寧な交渉・協議を行うことが重要であると考えているという答弁でありました。

私は、市民サービスは当然のことだと思っているのですが、ここで労使管理の関係をお尋ねしたわけなのですね。だけれども、やはり根本的には市民の福祉の向上だと思うのですよ。強いて言えば、市民サービスの向上ではなく福祉の向上、市民サービスの向上は当たり前のことであって、やっぱり福祉の向上をどうするかと。そのことを労使間でお互いに協議したならば、自ずから労務管理の関係もバックとしてついてくるのではないかと、そのような観点からこのような質問をしております。それで補うバロメーターではないかと。

もう1度、労務管理の機能上では労使関係というのは非常に大事なことで、そしてそのことが福祉の向上につながっていくと。それぞれの職員が窓口に来て何かあったときでも、今、前述に話したようにそういうことであろうと、そのことを理解してひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） まず市民サービス、狭い意味で書いてしまったのではないのかというように、もちろん市民福祉の向上、幅広い意味での住民の福祉の向上のためを共通の目的に、まずは労使間できちんと真摯で丁寧な交渉をしよう、話し合いをしていきましようというところが原点でございますし、それがきちんといい関係を築けたのであれば、行く行くは市民の福祉の向上につながっていくということに来ていいるものというふうな認識はしております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 答弁の在り方にはいろいろあると思いますが、実は平成23年の12月の定例会、某議員が質問の中で、このとき先般御勇退されました副市長の答弁の中で、こういうことがあるのですね。

これは当然、総務課長もこの辺は読んでおられると思いますから、あえてかいつまみますけれども、グループ制のメリット・デメリットでございますというところで、グループ制のメリットは事務事業の執行に適した体制を柔軟に対応できるとともに、係間の壁がないため複数の職員で協業体制が可能となることなどが挙げられますと。また、デメリットは所管事務が多くなり、事務の目標管理や進行管理が不徹底となりやすくなることから、中間管理職による管理の徹底が必要になってまいりますと。これらのメリット・デメリットは、本市に限らず一般的に言われている事項で、必ずしも全て当てはまるものとは考えておりませんということを話したわけです。

それでここで特質に感じているもの、このときの答弁で、現状では係制に戻すことなくグループ制を維持する考えであります。今後、これは岩崎副市長が答弁しているのです。今

後、庁内組織機構等検討委員会から示される検討結果等を踏まえながら、本市において最も望ましい組織機構の構築を目指したいと考えておりますという答弁しているのですよ。

本市において、最も望ましい組織機構の構築を目指したいと、これ目指したのか目指していないのか、今でも、どういう状況にあるのか、このことを今日はLANでもって皆さん、組合の方も聞いていると思います。やはりこれも相当何年前の話ですよ、何年前の話を今プレイバックしている。今、私、質問させていただいているのですが、非常にこの答弁が関心持って聞いておられるのではないかと思いますので、誤りのない答弁をしていただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） その当時の定例会後に、先ほどもお話ししておりました庁内の組織機構との検討委員会が設置され、議論をされた結果に、答申の内容にグループ制については本来のグループ制、柔軟さを目指すことが難しいと。本来、よく言われるグループ制を目指すことは難しいが、ただ、係制には、1人係長、1人係だとか、少人数の係のそういう存在もあったり難しい問題もあるため、引き続き課題を研究・検討していくというような締めくくりになっておりまして、その後、平成27年に副市長によるヒアリングを実施した結果、グループ制については責任の所在が曖昧となるという意見もあったが、結論として現在のグループ制を維持しながら改善を図っていくと。責任の所在云々については、グループ長的な役割を担う主幹職を配置することなどにより、対応していくというような結論になったところです。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 今、総務課長が答弁したように、後半になって、それらのことも含めた中の協議をしたと思うのです。ところがやはりこの間縦割りが、私は今後の今現在まだ続いているのではないかと、このグループ制の関係で、だからそういうところが見受けられるのではないかと。

やっぱり職員の中にいろいろと冒頭に言ったように、私も今回調査しましたよと。いろいろな調査した中では、グループ制がどう考えても管理職の見たグループ制と職員から見たグループ制の違い、ここに違いが非常にあるのではないかと、開きが。このことが私の質問に言わせているのだろうと、調査の結果ですね、そのように思っているわけなのですよ。

だからいま一度、市長も新体制で今年度から替わっていることですし、副市長もそう、替わっていることですし、課長はそのころに関わっていたかどうか分かりませんが、今までの答弁を聞きますと、グループ制についてどうも答弁の内容を聞きますと、前向きでないような感じに受けられる。

先ほど、私、余談で話ししましたが、戦争の艦隊で一例を申し上げますと、1司令官が1艦隊の何千人の兵隊何艦隊も引き連れて、いざやるときに、先ほど大きな規模と話もしましたよね、何千人もいるところと、歌志内市とは比較にはならないなど。だけれども、司令官1人で何千人も動かすのは艦隊だったのですよね、強いて言えば。

そのことを考えれば、その艦隊が、艦隊の司令官が優秀であったために、そういうことができた、だからそれが労務管理の原点だと。だから、私は労務管理とは何ぞやと言われたときに、やはり言葉であり、思いやりですよと。だけれども、私、何回か評価のことはもちろん、いろいろな労務管理に関わることで何回も質問しております。だけれども、労務管理の中で思いやりの言葉が1回も出てきたことないのですよね、答弁の中で。

これは私は、自分のプロの労務管理士として歌志内市はどうなっているのだろうと、そして私は、挨拶も労務管理の一つだと申し上げたことあるのです。だからそういうことも含めて、

労務管理というものを根底からもう少し見直すことによって、こういう組織のグループ制にしても係制にしても、思い当たるものが出てくるはずです。そういうことを念頭にしながら、庁舎内をそういう形でしていくことが、最終的な市民サービスの向上、福祉の向上、これらにみんなつながっていると、私はそう思っているのです。そういうことも含めて、ここ市長に労務管理についての最後の答弁をいただいておりますが、いかがでしょうか。副市長でも結構です。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 今回、谷議員のほうから職員の関係、グループ制の関係の御質問をいただいております。また、今、思いやりという言葉が労務管理の基本であるということで、改めてお聞きしたところでございます。

最初のほうの部分で、職員のほうからも不満があるのでなかろうかというような言葉がございました。大きな組織でございますので、人間関係も含めて人事異動の部分だとか、業務量の多い・少ないだとか、そういったものの不満的なものもあろうかと思っております。

また、自ら提案している部分が上に通らないだとか、そういった部分のフラストレーションというものも持たれている職員も中にはいるのかなど。私もそういった経験も実際にございます。ただ、そういった部分をやはり解消していかなければならないというふうに考えておりますし、先ほど住民福祉につながるものだという部分につきましても、私もそのように考えております。

そういった中でグループ制の部分につきまして、年数もたっている部分もでございます。先ほど、総務課長の答弁の中にも1グループに1人のグループリーダーである主幹1人と担当者1人と、こういった組織もございまして、本来のグループ制という部分のメリットを生かせ切れていない部分というのやはりあろうかなど。いい部分は当然ながら持ってはきてはいますが、こういった部分、補完していかなければならない部分もあるのかなど、そのように考えておりますので、1度ですね、議員おっしゃられましたけれども、グループ制の部分について現状での総括といいますか、その辺を実際ちょっとやってみまして、今後、どういった組織の在り方が正しいのか。それは今だけに限らず3年後、5年後という部分を見据えた中で庁内でさらに検討してまいりたいなど、このように思っています。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） やはりグループ制のことについては、冒頭から話ししているとおり、私はミドルライン以上の方と以下の方との考え方の相違、立場ももちろんありますから、相違があるのだらうと思っております。これはあつてしかるべき。

ただ、今までの原田さんが何回か質問の中では、当時の勇退されました岩崎副市長が組合との協議をしたいということ、あちこちで出てきてます。数か所にあります。やはり組合としっかりとした話し合いを、いい話し合いを持てることが成長の過程につながっていくのだらうと思っております。

そういったことから、新政権になったものですから、ぜひこのことについては副市長はじめ市長も先頭にやはり組合ともしっかりとしたいい関係になっていただければ、今までは悪い関係とは申しません。さらにいい関係になった中で、労務管理の中の思いやりをどんどん先行していただいて明るい職場、会えばおはようございます、こんにちはおはようございますというような自然な言葉が出るような、そういう労務管理を進めていただきたいと思っております。

引き続き2件目の質問なのですが、私は、各部署に必ず特化した専門業務等があるのではないかと考えるのです。それは例えば、消防職員の配備先としては総務課での防災の専門だと

か、そういうことにも担当できるような気がするのですよ。定年になった方。今、2件目に入っていますからね。

そういうことを考えると、やっぱり防災関係は総務課ですよ。そうすると定年になった消防関係の職員の方、そういう方を特化してできるのではないかというふうに考えるものですから、そういう関係の方を事前に再任用枠をつくるとか、再任用職員もまた理事者サイドにおいても分かりやすい状況にもなりますし、さらにはそういういろいろな経験を持っていることによって、同僚などからも大きく評価されたりまた理解されたり、そしてまた住民福祉の政策なども、大いに向上が期待されるのではないかというふうに考えているのですよ。

だからやはりそれらの専門意識を持った、知識を持った人、定年者の中にいるわけですから、そういう特化をしたことをしっかりとくみ上げてやるのが、定年者に対しても勤めやすい環境にもなっていくのではないかと、このように思うのですが、その辺の所見をしっかりと伺っておきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 現在も再任用制度ございます。この最初の答弁のとおり再任用を申し出るときに、御本人から自分の希望する配置先、あるいは再任用の希望理由等を書くようになっております。その中で例えば消防職員で、防災に対して少し知識があるとか、そういうようなところがあればというような話があれば、当然、人事ですので総合的に勘案しなければなりませんけれども、検討する余地は十分にあるものだと考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それぞれ考え方があっていいと思います。やはりそういう専門的な知識を持った人が定年後、やはり十分、または同じ部署ではなくして総務課というそういう防犯のところで発揮してもらおうと。そういう意味で今質問させていただいていますが、特に某所管では絶対的な権力で、例えば指揮監督を管理していた人がもしいたとするならば、急に部下の立場になることはあるわけですよ。もし定年後ですね。

そういうことを心配してお話させてもらいますが、急に部下の立場になれば、幾ら組織体制といってもお互いに仕事の面に影響が発生するのではないかと、誰しも思うわけですよ。そういうことが危惧されますけれども、このことについての要するに影響ですよ、影響が発生するのではないかと危惧されるから、このことについて見解をしっかりとこれを伺っておきたいなど。人事発令者に対してからのほうが、この見解聞いて、聞かせてもらうのが一番重みがあるのではないかと、思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいま議員おっしゃられた部分につきましては、再任用制度の難しい部分の一つなのかなと、そんなふうには考えております。

確かにその専門、何十年もかけて培ってきた専門的な知識を再任用後も生かすことができるというのは、それこそ市役所行政全体にとってのメリットであると、そんなふう考えております。そういった部分は、やはり先ほど総務課長申し上げましたように、検討すべき事項かなとそんなふうには思っています。

また、上下関係がなかなか難しくなると、そういうことにつきましては当然あるかと思えます。ただ、やはり新しくなると、例えば再任用の職員の方が2級主事という形のポジションになるわけですがけれども、当然、その主事という立場での業務ということが基本になろうかと思えますけれども、やはり培ってきた経験・知識につきましては、その組織の中で生かされれば一番いいのかなと。ただし、所属する所属長の方向性、方針、考え方、そういったものが

一番重要視されるのかなど。それを進めていく中に再任用職員の方の経験等が、アドバイスの形で生かされていくのが理想のかなど、こんなふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 時間もありませんので、最後の質問になるかと思います。

当市としては、再任用については今後さらに条例の改正の必要性も出てくるだろうと思えます。これから10年間の、平成30年度までの1年段階的な定年の問題もありますから、それらも含めてどういうふうに法改正が起きるか分かりません。それらも含めて、今後、そういう改正の必要性を含めて理事者としてどのような方向性を考えていくのか、今後、または現時的な再任用の制度について、現状認識のままでいいのか、それとも今後に予想される改善策などについても将来的な考え方が出てくると思うのですよ。考え方が。その考え方を、もし現在お持ちだとすれば示していただきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） こちらの今言われているのは、地方公務員法の一部改正法案のことだと思いますが、こちら国家公務員の定年引き上げに伴って地方公務員の定年も同じく引き上げられるというような中身であるということ情報を得ておりますので、それに今回、現在審議中だということですので、恐らく次期の通常国会等で法案が可決されましたら、その内容に沿った形で私どもも必要な条例の改正をしていくことになるかと思えます。あくまでも法に沿った形という解釈でおります。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 実は先に既に予想した地方公務員の定年の段階的引き上げの解説と交渉のポイントというのは私の手元にある、これもお持ちだと思います。この中で読み返していくと、非常に複雑にもいろいろなことが出てきています。

やはりできるだけ、これも一応何というのですか、全日本自治団体の組合から出ているものでございますけれども、総合労働局というのかな、ここの、非常に研究したものになっております。やはりこれも当然、手元にあると思えますので、このことを踏まえた上で、今後、定年任用者の件を温かく、何十年もお勤めになってきた方々でベテランもおります。そして非常に業務も精通しています。そういうことを考えていきますと、この内容は非常に役に立つ内容ではないかと思っておりますので、ぜひ当市もそういう温かい定年者の住み場所として、また、勤め場所として、そして後輩にいい先輩であったなということが慕われるような、思われるようなことにやっていただきたいと思えます。

最後に答弁いただいて、私の質問にかえます。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 議員言われました資料も、今のところ私の手元に入手しておりますので、あくまでも法律に沿って思いやりの心を持って、必要な改正を行っていきたいと思えます。

○5番（谷秀紀君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さんの質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩します。

午後 1時24分 休憩

午後 1時26分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序4、議席番号1番、能登直樹さん。

一つ、行政手続のデジタル化でのオンライン申請について。

一つ、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援強化について。

一つ、義務教育学校「歌志内学園」の給食費無料化について。

以上、3件について。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 通告書に従いまして、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1件目、行政手続のデジタル化でのオンライン申請について。

9月に発足した菅内閣の目玉政策の一つが、行政のデジタル化を推し進める「デジタル庁」の創設に伴う本格的なデジタルトランスフォーメーションへの転換ですが、日本は情報通信技術やデータ活用は先進諸国に大きく水をあけられていて、特に遅れが目立つのは行政のデジタル化だとも指摘されています。

そこで、本市においても国に歩調を合わせ、行政手続のオンライン化の推進と今後のデジタルトランスフォーメーションに取り組むことは当然のことと思います。大事なことは今からでも取り組めることに対し、行政として可能な限りオンライン化を進めるべきかと思えます。

そこでお伺いします。

①本市において、現在、マイナンバーカードの保有者数とその年代別の内訳をお伺いします。

②すぐにでも実現可能な行政手続のオンラインは、マイナンバーカードを活用したマイナポータル・ぴったりサービス、つまり子育てをはじめとするサービスの検索やオンライン申請ができるサービスの活用かと思えますが、本市のシステムの活用状況を伺います。

③デジタル化に伴い、国では、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しが進んでいます。例えば、今の業務は電子認証などが導入され、確定申告などの税務手続なども押印の原則廃止を検討する方針ですし、行政手続文書以外の書類でも押印廃止の流れが加速しております。このような状況を踏まえ、本市においても国が言われているとおり、約99%の中央省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、本市の行政文書において何と何が連動して廃止できるのか、廃止対象リストの洗い出しなどの取組状況を具体的にお伺いいたします。

2、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援強化について。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤でもあります。しかしながら空き家等が増える一方で、高齢者・障がい者・低所得者・ひとり親家庭など住居確保要配慮者は増え、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、家賃や住宅ローンの支払いに悩む人が急増していると言われている現在、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は、待ったなしの課題だと考えるべきだと思います。

そこで、本市における居住支援に関する取組についてお伺いします。

①コロナ禍において、全国的に生活困窮者自立支援制度における住居確保の利用が爆発的に増えていますが、本市における居住支援策の現状と住宅確保給付金に対しての申請者、もしくは相談などがありましたか。

②来年度予算に関する厚労省の概算要求の中には、今年度補正予算で措置された生活困窮者等への住まいの確保・定着支援が盛り込まれています。これは居住支援法人などが、生活困窮者支援の窓口と連携しながら入居に係るマッチングなど、居住支援を進めるための事業とされ

ていますが、本市には居住支援法人などはありませんので、行政として福祉課と建設課が連携を取り、居住支援の強化を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

3、義務教育学校「歌志内学園」の給食費無料化についてです。

来春開校予定の義務教育学校「歌志内学園」の給食費無料化は、市長の公約の一つですが、市長は、11月2日の企画調整会議での来年度予算編成方針の中において、新年度から取り組む方針を明言されております。

そこで市長にお伺いいたします。

①来年度予算（案）に「歌志内学園」の給食費無料化予算を計上されるものと思いますが、必ず給食費無料化についての約束を履行されますか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、阿部市民課長。

○市民課長（阿部幸雄君） 私からは、件名1、行政手続のデジタル化でのオンライン申請についての①マイナンバーカードの保有者数と、その年代別の内訳について御答弁申し上げます。

令和2年11月30日現在で504名の方が保有しております。

年代別の内訳では、10歳未満の方が2名、10代、20代の方がそれぞれ18名、30代の方が30名、40代、50代の方がそれぞれ46名、60代の方が134名、70代の方が117名、80代の方が79名、90代の方が13名、100歳以上の方が1名となっております。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名1の②と③について御答弁申し上げます。

初めに、②のシステムの活用状況についてでございますが、マイナポータル・びったりサービスはパソコンやスマートフォンから子育て等に関する制度や手続の検索、オンライン申請ができるサービスです。

本市では、妊娠や子育てなど15件のサービスを掲載し、検索することができますが、オンライン申請は実施しておりません。サービス掲載は、全国的にも9割以上の市区町村が実施していますが、オンライン申請では全国で5割程度、北海道では3割程度の実施率となっております。

オンライン申請が伸びない理由としましては、マイナンバーカードが普及していないことやICカードリーダーや対応スマートフォンが必要なことなどが挙げられますが、本市の場合、対象となる妊婦や子育て世帯数が少ないことや対象者に制度の説明や疑問点、ほかに利用できる市独自のサービスの紹介などを対面方式や電話で詳しく行いたいと考えているため、現在のところオンライン申請をする予定はございません。

次に、③の押印廃止等に伴う取組状況についてでございますが、国は、これまで押印を必要としていた行政手続の数について、添付書類を含めた約1万5,000種類のうち99%以上の手続で押印が廃止できるとし、残る手続は印鑑証明が必要なものや登記登録、銀行への届出印が必要なものとしております。

また、国は、地方自治体での行政手続における押印廃止マニュアルを近く作成し、各自治体へ配付すると発表し、マニュアルは国と同様の取組を各自治体に求めるものとされており、福岡市で先駆けて実施した申請書など約3,800種類の判子レス化の事例も掲載されるとの情報を得ています。

本市では、現時点で具体的な取組について特段の作業を行っておりませんが、今後、国が示

すマニュアルなどを参考としながら、全庁的な判こレス化の周知や関係条例等の洗い出し作業を行い、整備条例等を制定することが考えられます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 私からは、件名の2、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援強化についての①居住支援策の現状と住宅確保給付金についてと②居住支援の強化について、関連がありますので一括して答弁いたします。

最初に、生活困窮者自立支援制度の住宅確保給付金事業につきましては、平成27年度から実施されておりますが、これまで申請及び相談等はありません。

また、賃貸住宅のほとんどが市営住宅である本市における生活困窮者等への居住支援策としては、相談支援窓口である保健福祉課と住宅貸付窓口である建設課との連携が必要不可欠であるため、引き続き情報共有を含めた連携強化の上、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 私からは、3番目の義務教育学校「歌志内学園」の給食費の無料化についての実施に完全履行されるかということでございますが、お答え申し上げます。

私の公約のものであり、児童・生徒に対する給食費無料化については、担当所管に対し新年度予算への指示を既に出しており、令和3年度から給食費の無償化を実施いたします。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど、マイナンバーカードの件ですけれども、504名ということで結構な人数、歌志内についてはいるのかなと思います。特に、60代134名、70代117名、80代の方が約79名と、若年層より高齢者の方の取得が多いのにはちょっと驚いております。

今回コロナ禍の影響もありまして、マイナンバーカードの普及に向けた取組の一つとしてマイナポイントというのがあります。9月から2021年3月までの7か月間実施されるもので、これから延長になるかも分かりません。キャッシュレス決済サービスを通じてチャージ、または買い物に対して25%のプレミアム、また上限が5,000ポイントということで付与されます。

このマイナポイントが付与されることから、取得率は増加しましたがけれども、また国全体としての交付率も22.9%と、まだまだ低い水準の中で歌志内の504名、特に高齢者の方が多いというのは驚いております。この人数の504名というのは、歌志内市民の大体何%ぐらいに当たられるか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 阿部市民課長。

○市民課長（阿部幸雄君） 11月末で504名ということで、11月末の人口が3,033名でありますので、16.6%ということになります。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 約16%ということで、パーセンテージにしたらちょっと低いのかなと思います。けれども、高齢者のパーセンテージは結構多いと思う。

なぜ皆さんに申請しなかったかとお聞きしましたところ、必要性が感じなかったから申請をしないとか、持つこと自体に不安があるという声がありました。特に、私が聞いた高齢者の方は手続が分からないと、また、面倒くさいから申請しないという方が多勢でした。

今回、菅政権では行政のデジタル化を進める重要な手段として、このマイナンバーカードの活用を重視しております。普及促進に向けて健康保険証、または運転免許証などの個人を判別する規格の統合を、今、目指しているところではありますけれども、既に先ほど補正予算、先ほどというか、きのうの病院の補正でシステム改善ということで、それもしかだと思いません。

改正健康保険法が成立しました。オンラインでの医療保険の資格確認の導入が盛り込まれました。明年3月から、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格的に運用しようというものであります。これ2022年度中には、全ての医療機関でマイナンバーカードが使えるようになると思います。ますます今後は、マイナンバーカードの活用が広まると思います。

北海道もマイナンバーカード、未申請者の方にはQRコードつきの申請書を順次郵送する予定もあると伺っております。今後を見据えて、市として市民へのマイナンバーカードの必要性をどのように周知、または普及に向けた対策を考えておられるのかお聞きします。

例えば、この間、新聞に出ていました。滝川市のように顔写真を無料化してあげるとか、希望する団体や企業を訪問する出張申請、これは企業があいている時間に来てください。そのときに5人でも10人でも申請するなどの対応ということも、滝川を見習うわけではないのですが、こういう例もあると思います。今後の普及に向けた対策というのはどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（川野敏夫君） 阿部市民課長。

○市民課長（阿部幸雄君） 今、いろいろ能登議員のほうからもお話ありましたがけれども、現状の中では広報を通じて周知ということになろうかと思えますけれども、マイナンバーカードを交付するに当たりましては、個人番号カードの交付申請に必要な事項を記入して、顔写真を貼って地方公共団体情報システム宛てに郵送するというふうにはなっていますけれども、直接御本人がインターネットだとか、スマートフォンで申請するということができますけれども、本市の場合は高齢者の方が多いですから、なかなかそこら辺は難しいのかなというふうには考えております。

それで今現状の中では、本市の場合は市民課のほうに市民の方がお越しいただければ、写真も無料で撮って、こちらのほうで申請というふうにはしていますけれども、そこら辺の部分、まだ周知の部分も足りないのかなということもありますので、そこら辺含めて先ほども申しましたけれども、普及率がまだ16.6%ぐらいしかありませんので、何らかの方法を今後検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今の課長の答弁にもありましたとおり、市役所に来て、顔写真とか撮っていただける、これは本当大変ありがたいことだと思います。

ただ、なかなか高齢者の方お一人で、市役所まで来てどうのこうのという手続等々というのはなかなか面倒くさい、また、こちらに来る足がないという声もありますので、その辺を先ほど言いましたとおり、お電話をいただければ、こちらのほうからお伺いして、そういう方たちのところに出向いて申請に携わっていただくということもあり得るのかなと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思えます。

次、マイナンバーカードを現在持っている方は、マイナポータル・ぴったりサービスというものを活用することができます。このサービスは、さっき課長のほうからもいろいろ答弁いただきましたけれども、各自自治体の手続検索・内容確認とか電子機能を可能とするもので、子育て関連では児童手当などの受給資格の認定申請、また保育と施設等との利用申込み、妊娠・出

生の届出、介護関係では住宅改修費の支給申請、福祉用具購入費の支給申請等々もろもろできるサービスになっています。医療関係では、ひとり親家庭の医療費助成とか、乳幼児の医療費、子ども医療費の助成などの幅広い行政手続が、パソコンやスマートフォンから申請できます。共働きの多い若い世代の方も、高齢者を介護している家庭の方も日中市役所まで足を運ばずに、オンライン申請できれば楽になると思います。

我が市においても、ぴったりサービスにある項目の中で、先ほど御答弁の中にありましたけれども、現在、そういうサービスはしていないということでした。オンライン申請をする予定もございませんという御答弁ありましたが、ちょっとパソコンで検索したら、歌志内市2017年6月21日から23日に受付開始ということになっていて、できるような記載があったのですけれども、実際これは今そうしたらパソコン・スマートフォンからできないということではよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 検索画面を見ますと、確かに項目がございまして、受付開始日という欄に何月何日と、2017年何月というふうなものが出てきております。こちら、ぴったりサービスの利用開始が2017年ということで、ここに載せた日にちが記載されていまして、市区町村、要は歌志内市の窓口へ来るとこの辺のことは、この日から、載せた日からは間違いなくできますよということなので、電子申請につきましては、この画面の下の欄にもできれば一つのバナーがございまして、そこをクリックして電子申請の欄に行くようになっていますが、歌志内市は電子申請一切行っておりませんので、そのバナーが出てこないというような仕組みになっております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） バナーまで行かずに、上っ面だけしか出さないと見たのですけれども、基本的にそうしたらこれに載ってはいけるけれども、進んでいくにつれて最後はできませんよと。役所へ来て、そういう手続はしていただくということだと思っておりますけれども、それでは掲載していただいただけでは、活用というのが無になっているのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 基本的にはこの各種サービスは、それぞれのサービスを実施している課の考え方によるところでございます。最初に御答弁申し上げたとおり、子育て等のサービスを実施している課については、対面等か電話でサービスを詳しく説明したりしながら、利用の促進を図っていきたいという考えでございまして、電子サービスのこの申請は利用しないで、サービスのここでは周知だけ、検索をできるところでとどめているという現状でございまして。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今、時代は、前回9月の定例でも発言させていただきました。オンライン化に向かっている現状の中で、歌志内は、まだオンライン化は全然進んでいない。先ほど言いましたとおり、まだまだオンラインに対して歌志内は、本当低水準なのかなという気がいたします。

今回、実際新型コロナ禍で露呈した行政手続の対応の遅さ、1人当たり10万円の特別定額給付金のときのように、国と地方とのシステム連携が不整合でうまくできない状況にもなりました。そういう不手際もあるということは確かだと思います。しかし、これはまだまだ不安要素がたくさんありますけれども、今後はデジタル庁がしっかりとしたシステムの構築をすると

いうことを明言されていますし、デジタル庁も開庁されるということで、今後、ぜひどしどしこのぴったりサービスというものは、大変便利なものだ聞いております。役所まで時間がなかなか取れない若い世代の方、どうしても土曜日曜日用事があって役所に来られないとなる、そういう手続というのは誰がするのかなということになります。なかなかそんな時間が割けない方、こういう方にオンラインシステムというのは、大変便利なものだと思います。まして、このぴったりサービスの中で児童手当や保育、ひとり親支援、母子保健などの子育てワン・ストップ・サービスというものがあります。今月末で950の地方公共団体が実施済み、全体の75%ということで、やっぱり子育てについては高い水準にとどまっている。ですが、介護ワン・ストップというサービスもあります。この状況は同時に83団体で9.6%、介護に関してはまだまだ低水準にとどまっている現状もあります。このぴったりサービス、自治体レベルで新たなシステムの構築など、多分、必要なかったかと記憶しておりますけれども、なぜ歌志内、積極的にこのサービスを活用しないのか。いろいろなものも、まだオンラインシステム確かに構築はされておられませんけれども、ぜひこれから活用していけるものだと思います。どうしてこのサービス、いいサービスを利用できないのか、もう1回お伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） こちらも最初に御答弁申し上げたとおり、市の場合、もちろん便利なものであるということには理解はしているのですけれども、それよりも対面等で直接丁寧にお話をして制度の理解だとか、そのほかに利用できるサービスなども紹介しながら行ってきたいというような課の考え方もございました。

ただ、だからといってオンライン申請そのままにしていけないということにもなりませんので、もう1度サービスを実施している課と話をし合いながら、今後、より便利なものにできるのであれば、協力をしていきたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 確かに、対面サービスという面で言われると、これはおじいちゃん・おばあちゃん確かに人と人と対面してお話する、自分のことを聞いてもらう、確かにこれはこれでいいことだと思います。けれども、先ほど言ったとおりにどうしても時間が取れないということで、役所に行きたくても行けないという方も多々いらっしゃるかと思います。そういうときに対しては、やはり子育てやっている方、そういう方は今はもうスマホ、タブレット、パソコン、そちらからも今は、ぱぱぱっとやっていく時代であります。

このサービスを利用するに当たって、役所のそういうシステムを変えなければならないということはあるのでしょうか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） ぴったりサービスのサイトから電子申請をする場合は、市へのシステムの結合という若干の作業がございますので、そこは市の場合、専門の業者に頼んで改修作業を行うことにはなりますが、莫大な費用というまでには恐らくならないのではないかと思います。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 課長のほうから、予算的に莫大な金額にならないというお言葉を聞いて、ちょっと一安心したところでございますけれども、それでできるのであればぜひこのオンラインシステムを活用できるように、システムを構築していただきたいと思います。

例えばの話なのでございますけれども、新潟県のお話で大変恐縮ではありますが、新潟県の三条市という市がございます。これは平成30年4月から、ぴったりサービスの利用拡大に取り

組んで、国が指定する手続15種類に加えて子供の医療費の交付申請とか、国民年金の被保険者資格の取得など市の判断で、新たに23項目にわたる様々な分野を追加してオンライン申請を活用したまちもあります。

こういう例もあります。国が進めるだけではなくて、市独自のオンラインシステムを構築するという市もあります。他市ができて、この歌志内にできないことはないと思います。再度これはお願いということになるかも分かりませんが、このシステムを導入していただきたいと思いますので、再度、御答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 再三、議員のほうからシステムの導入についてお話がございました。

確かに人口が少なく、そういった需要が多い・少ないという部分はございますが、やはり国の流れが、オンライン化という部分が流れとしてございます。

先ほどの答弁にもございましたけれども、担当課の部分と連携して意見交換しながら、方向性について検討してまいりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ぜひ、これを推し進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、9月の定例会でも発言させていただきましたけれども、先ほど若者は本当はスマートフォン・タブレット・PCを使いこなせます。ですが、御高齢で機械に不慣れな方がたくさん歌志内、50%以上の高齢者の方といいますか、中には使える方も多々いらっしゃいますけれども、まだまだそういう機械に不慣れな御高齢の方が実際におります。

スマホやタブレット等を使えるように、本当は9月の定例会でもお話させていただきましたけれども、ぜひ市の責任において御高齢の方がわいわいと集まりながら、今はちょっとできないのですけれども、コロナ禍の三密問題もありましてわいわいとはできないのですけれども、そういう講習の場を市が設けていただく、これを再度お願いできないかと思います。御答弁よろしくをお願いします。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 9月の定例会で、私、検討していきたいというようなことを申しました。実施の方法を具体的にいろいろその後考えたのでございますが、例えば高齢者に絞ったのであれば、高齢者の集まる社会教育系の事業の中の事業の一環としてやるだとか、いろいろな方法が考えられるところがございますので、今すぐにはなりませんけれども、新年度に向けて何かいいアイデアがないかというふうに考えていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 課長の前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひ新年度に向けて、また庁舎内で議論していただきまして、そういう場を設けていただく。それによって御高齢の方が、またそういう機械を使うことによって、痴呆とか、そういうものにも防止ができるのかなと思います。その点をよろしく願いいたしたいと思います。

今回、国がどんどんどんどん指導するデジタル化が、このシステムが統一、標準化され、多分、市として対応するという事は遅いかなと思います。今後の住民サービスの向上、行政の効率化のために現状の制度・システムを活用して、なるべく活用していただいて、今から実行できることは実行していく、デジタル化に進んでいくということを重ねてお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

次の③の押印廃止の件だったのですけれども、御答弁もいただきましたとおり、デジタル化が進むにつれて、書面主義の見直しも自然に進んでいきます。今まで押印の印をもらうのに時間を取られていたものとか、紙の削減なども今後期待されるのかなと思います。経費削減につながるメリットもたくさんありますし、デメリットも出てくるかも分かりませんが、スムーズに国が決まれば、我が市もスムーズに移行ができるように、今から準備が必要かと思えますけれども、その点もう1度御答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） これにつきましても近々、国がマニュアルを各自治体に配付するというような情報を得ておりますので、その内容を見て作業を行っていかなければならないという認識をしております。

○議長（川野敏夫君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時07分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質問を続けます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 先ほどの件は、今後もよろしくお願ひしたいと思っておりますので、次の質問に移らせていただきます。

次の居住支援についてですけれども、現在、平成27年度から実施されていますけれども、これまで申請及び相談者はいなかったということで、基本的に歌志内は市営住宅が多いので、そんなに数的には上がって来ないのかなとは思いますが、現状こういうコロナ禍の影響でこれからどういふ方が出てくるか、分からない状況になっています。現在、第3波と言われるコロナ禍の中で、近隣市町村の感染者、本当は滝川とか増加しております。また、歌志内からほかの市町に仕事で通われていて、ほかの市町で感染してくる可能性も、これはなきにしもあらずの話です。

歌志内市民も歌志内にいるから絶対コロナに感染しない、安全だというこういう概念は持たれてはいないと思っておりますけれども、本当にどこで感染するか分からない現状を見ても、今後、ほかの市町に行ってお仕事されている方が、いつその企業が廃業や縮小によるリストラなどが生じる可能性もあるかなと思います。そういう場合は、どうしてもお給料が入って来ない、まして世帯主だったら本当に生活に困るということで、一軒家とかお店の方は住宅確保が困難に陥る生活困窮者という方が出てくる可能性もあります。

現在、この住居確保給付金というのは、支給期間が9か月と決められていますけれども、市として住宅セーフティネットなどの活用を視野に入れて、そういう方たちが出てきたときに、生活に困った方などが出てきたときに、歌志内のまちからほかのまちに転居することなく歌志内に住んでいただくためにも、また居住の支援の強化を進めるためにも今から福祉課と建設課の連携が何よりも先ほど答弁にありましたけれども、重要と思います。

住宅生活困窮者、ひとり親支援、生活保護の担当者が住宅の空き家情報などの住まいに関する情報を共有した上で、今、歌志内何ができるのか、今後、そういう方が出てきたときにどう対処されるのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 議員おっしゃいますとおり、まず、住宅確保給付金事業でございますけれども、生活困窮者の自立支援制度、この中に組み込まれたメニューでございます。当然ながら平成27年度から若干ではございますけれども、予算措置も行われているというところでございます。

実際生活に困った方の相談の流れとしましては、まず保健福祉課のほうに生活保護の相談等も含めてですけれども、相談に来られるような形がなされるかと思えます。そういった中で生活保護の申請開始というような状況に至る方は、そちらのほうになるのですけれども、そうでない方とか、それを望まない方とか、または住宅確保給付金事業を利用して生活が保たれる方、そういった方については当然ながらその事業によって救われるような形、その方向性に持っていくような支援がなされるというような形になります。

この辺の相談支援につきましては、コミュニティワーク研究実践センターというNPO法人が札幌にございます。ここの出先機関というような形で、空知生活サポートセンターという事業所があるのですけれども、月形に事務所を構えているのですけれども、ここに相談業務、生活困窮者に関わる相談業務を委託しているというような状況になりまして、そちらにつなげるとか、そちらから困っている方のところに来ていただいて相談を受けていただくとか、そういう支援が図られるというような方法となっています。

そういった支援も件数的には、それほど多くはないのですけれども、その辺、今、コロナ禍で大変な状況であることは確認しておりますし、全道的にも住宅給付金事業を活用される方も増えているというのは承知してございますので、その辺も含めて連携を図りながらやっていると、歌志内の場合、市営住宅が多いわけですから、建設課サイドとも十分協議した中で、建設課で市営住宅の場合ですと減免の制度が図られるとか、そういう措置がとられる場合がありますので、そういったことも含めて情報共有しながら進めてまいりたいと、支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） たしか住居確保給付金というのは、支給が9か月ということで限定されております。仮の話なのですけれども、今年度の4月に申請をされた方は、大体11月ぐらい、12か月で切れるということになります。その後に申請した人は、それから9か月ということになりますけれども、実際この給付金が9か月で切れた場合、これからのたればの話になるかも分かりませんが、歌志内でそういう方が申請される方が出ましたと。9か月、措置期間過ぎましたと、10か月に入りましたと、そうなった場合、どう市として対応できるのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 確保給付金の期間、延長した中で恐らく9か月までというようなことになるかと思えます。そこが外れた形で生活困窮に至ってしまうといった場合は、また別の方法の支援策、例えば仕事がなく困っていらっしゃる状況があるとか、そういう支援に向けるとか、併せて生活保護の申請等が図られるとか、そういう別の形の支援につなげていくような方法がとられることになるかと思えます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 9か月過ぎたからだめよということではなくて、そういうふうに生活保護のほうを活用したりいろいろなアドバイスをいただけるということで、これは安心して相談に来られるのかなと思えます。

また、歌志内は人口減になっている現状を踏まえて、歌志内に1人でも多く長く住んでいただく、これが歌志内にとっての最善のことではないかと思えます。こういう生活困窮、これから本当にコロナ禍がどういふふうに動くか分かりません。

歌志内では仕事大丈夫なのだけれども、ほかの市町でリストラになった、どうなったといったときに、こういう相談をぜひ親身になって市民課なりが対応していただく、切に思うところであります。

先ほど言いましたとおり、本市は今年の国勢調査で、あわや3,000人を切るかどうかというところまで来ております。昨日の市長の所信表明の中にも人づくりに投資とありました。今、住んでいる方、これから産まれてくる子供たちのために、住みよいまちづくりをしていただきたいと思えます。ですが、今の歌志内では高齢者の方にとって日用品を買うお店も少ない、また、自分の足となる交通機関の不便さもある。特に夕方以降はタクシーもなく、地元になくて、電話をかけても時間がかかる、いつ来るかも分からない。そういう方を1人でも歌志内に住んでいただくためには、9月の定例でもお話をさせていただきましたけれども、スマートフォンとかそういうアプリをつくっていただいて、アプリによってタクシー会社と提携する、また、こういうことができるというものをぜひ歌志内で構築していただければ、大変ありがたいと思えます。

そういうことを踏まえながら、人口増につながる要素がない歌志内の中で、市民の皆さんがお一人お一人元気で暮らせるまちづくり、これをしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 今、能登議員が言われるように商店含めて交通の手段、トータル的にまちづくりを進めていかなければならないと認識しておりますので、しっかりといろいろな部分を精査しながら進めていきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ぜひ今の市長の言葉どおり、進めていっていただきたいと思えます。

先ほど、福祉課長から御答弁の中にもありましたけれども、居住支援法人、月形に空知生活サポートセンター、確かにあります。そこだけでなく、歌志内市役所の窓口でも御相談は可能ということでもよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 議員おっしゃるとおり、可能でございます。そこから、支援センターのほうにつなげる橋渡しは十分しますし、先ほど申し上げたように、来ていただいて相談に応じていただくと、そういうことも可能ですので大丈夫です。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ぜひよろしく申し上げます。

これ確認になるのですけれども、支給金なのですけれども、たしか人数によりけりなのですから、私の知っている限りでは、大体2万5,000円から3万9,000円ぐらいの範囲だったかなと思えますけれども、その辺は変わりはないですか。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 予算として持っている部分は、件数も2件程度というような形で、2万5,000円の何か月分というような少ない額しか持っていませんけれども、議員おっしゃるとおりの内容となっているはずですよ。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ありがとうございます。そういう方がいらっしやったときには、切によろしく願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

給食費の無償化についてですけれども、先ほど市長から御答弁ありました。令和3年度から給食費の無償化を実施いたしますと、こう市長のほうからいただきましたので、来年度から給食費無償化、これは間違いないものと思います。この無償化、本当に子育て世代、また経済的負担が軽減されるかなと思います。

また、市長の所信表明の中に人づくりへの投資にもありましたけれども、学校給食の無償化を含めて高等学校就学支援金の拡充など、歌志内ならではのオンリーワンの子育て、教育の充実を目指して必ずや実行していただくようによろしく願いたいと思います。

また、冒頭に市長が市政に臨む基本的な方針の中で、市民が主役のまちづくりを信条とし、住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現のため鋭意努力を続けるとともに、いかなる困難にも常に全力を傾注しながら、市長としての責任を全うすると明言もされております。このオンライン化も含め、また、生活困窮者等々も含め、これから歌志内課題が多々あるかと思えます。その中で人口減少に歯止めがきかない歌志内の中で、高齢化が進む歌志内、将来見据えてのまちづくりは本当に試される時期なのかなと思います。

所信表明の最後にもありましたけれども、コロナ禍の収束がいまだに見通せない中で、本市歌志内を取り巻く環境は、ますます厳しさを増すことが予想されますが、市民の皆さんと共につくるとありました。確かな未来の実現に向けたスタートの決意を、改めて市長の見解をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 能登議員、通告からはかなり離れておりますけれども、聞きたい気持ちは分かります。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 昨日、所信表明をさせていただいたところでございます。この歌志内、人口減少何とか歯止めをかけていきたいということで、基本は総合計画、そして、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これをしっかりと基軸にしながら私の七つの公約をしっかりと実現に向けて邁進していく所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今の市長の力強いお言葉ありがとうございます。

行政を運営するに当たっては、自覚と誇りを持って自ら考え行動し、地域に根差した市民目線で仕事ができる市職員が必要であると考えているということでもありますけれども、本当にこれから歌志内のために、市長、副市長、全力で歌志内のまちづくりを、元気のある歌志内のまちづくりをしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さんの質問を打ち切ります。

延 会 の 議 決

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

本日の議事日程にあります議事は終わりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

延 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本日は、これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時24分 延会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 下 山 則 義

署名議員 女 鹿 聡